

平成21年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年3月6日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会派代表質問
16番 吉成伸一議員
1. 市政運営方針について
2. 市営住宅の整備について
3. 学校橋の架け替えについて
- 日程第 2 市政運営方針及び議案第14号の質疑
- 日程第 3 議案第15号～議案第24号の質疑
- 日程第 4 議案第25号の質疑
- 日程第 5 議案第26号～議案第28号の質疑
- 日程第 6 議案第29号～議案第40号の質疑
- 日程第 7 議案第41号及び議案第45号の質疑

出席議員（30名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君

欠席議員（1名）

32番 室井俊吾君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	白井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 長

田代哲夫 君
塩谷章雄 君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫 君
印南叶 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 長 織田哲徳
議事調査係 長 斎藤兼次
議事調査係 高塩浩幸

議事課 長 深堀博
議事調査係 福田博昭
議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は30名であります。

32番、室井俊吾君より欠席する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会派代表質問

○議長（植木弘行君） 日程第1、会派代表質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 吉 成 伸 一 君

○議長（植木弘行君） 初めに、公明クラブ、16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 皆さん、おはようございます。

公明クラブ、吉成伸一です。会派代表質問を行います。

3月4日の衆議院本会議において、第2次補正予算関連法案が再可決をされました。多くの国民が待ちわびていた定額給付金の支給が決定をしたわけであります。日本で一番早い支給は、青森県

の西目屋村で、昨日、現金で支給が開始をされたほか、北海道の西興部村も振り込みによる支給が始まりました。このうち西目屋村では、正午から住民課に設けられた窓口で現金による給付を開始し、窓口には次々と給付金を受け取りに来た住民の列ができ、関村長が特製ののし袋に入れた給付金を住民に手渡しをしている映像が全国版で放送をされました。

本市では、定額給付金給付事務費補助金を1月30日に専決処分をし、年度内支給を目指しております。このことについては、私は評価をしております。

そのほかにも、今回の第2次補正予算関連法の成立によって、妊産婦健診の無料の回数の拡大、そして高速道路料金の大幅な引き下げなどが実施されることとなっております。本市にとっても、この補正関連法案が通ったことは大きなことだと思います。

それでは、1の市政運営方針についてお伺いをいたします。

栗川市長2期目の市政運営方針では、市民とつくる協働のまちづくりをメインテーマに、6つの柱を掲げております。平成21年度の事業とあわせてお伺いをいたします。

初めに、「人と自然が支えあうまちづくり」の中の、産業廃棄物対策の強化、環境を守るための基金の創設について、具体的な内容をお伺いいたします。

②として、「笑顔で暮らせるまちづくり」では、ファミリーサポートセンター事業の導入への今後の流れについて、また、子ども医療費の現物給付を小学校入学前まで拡大しますが、対象年齢の引き上げ等、例えば小学校6年生または中学校3年生までの検討はなされたかどうかお伺いをいたします。

③として、「夢を持って働けるまちづくり」では、「農・観・商・工」の異業種間連携の推進、地産地消や新たな製品の創出、地域ブランド化方策の研究とあります。今後の取り組みについてお伺いをいたします。

④として、「ともに“にない”“たずさえ”あう協働のまちづくり」の中のゆ〜バスの低床・ノンステップ化がありますが、路線の見直し等についての議論はされたのか、お伺いをいたします。

⑤行財政改革のさらなる推進では、各種補助金の見直しや組織機構の改編を挙げております。具体的内容をお聞かせください。

以上、5項目について質問をいたします。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

公明クラブ代表、16番、吉成伸一議員の会派代表質問にお答えをいたします。

まず、1番の市政運営方針について5点ほどございますが、順次お答えをいたします。

まず、①でございますけれども、「人と自然が支えあうまちづくり」の中の産業廃棄物対策の強化の具体的な内容についてお答えをいたします。

現在のところ、産業廃棄物問題を解決に導く特効薬は、残念ながらございません。やはり、この産業廃棄物を取り巻く諸問題を抜本的に解決するためには、廃棄物処理法を改正する必要があります。

したがって、本市といたしましては、産業廃棄物処理法を所管する環境省や実際に許可をする栃木県に対し、法や指導要綱等改正し、立地を規制するよう、引き続き粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

また、これとあわせて、市といたしましても、

土地利用や制限の法といった観点からの市政など、市として講じ得る方策について、福島大学の協力を得ながら、引き続き検討を進めてまいります。

なお、現在稼働している施設につきましては、住民の生活環境へ影響が及ばないように、県との連携を密にし、随時立入調査等を実施するなど、監視の強化を図り、適正な処理について推進してまいります。

このほか、廃棄物の適正、不適正処理対策等として、監視パトロール車の増設や監視カメラの導入により、機動力の向上を図るほか、市民との連携を深めるなど、監視体制の強化を図ってまいります。

次に、環境を守るための支援の創設についてありますが、これまで、ごみ処理の経費は一般財源を投入してきましたが、その一部を手数料として市民の皆さんにご負担をいただき、手数料に相当する一般財源のうちの一定額を基準として積み立てるものです。

ごみの処理の有料化の目的は、循環型社会を構築するためにごみの減量化を図ることとあります。したがって、この基金の用途としては、ごみの減量を継続的に推進していくため、ごみの減量推進委員の活動支援や、地域環境を守るための市民活動への支援などを考えております。

このほか、地球温暖化防止、廃棄物対策の強化、環境の美化や保全も考慮に入れて、市民と市が協働してつくる独自の政策立案を検討してまいりたいと考えております。

次に、②のファミリーサポートセンター事業と子ども医療費の現物支給拡大についてお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての手助けとして、子育ての手だてをしてほしい人と子どもの援助ができる人との相互援助活動により、

家庭生活、そのほかの活動と育児を両立するための子育て支援を確立する事業であり、平成21年度までの次世代育成支援対策行動計画後期計画の中では、今後の検討課題としていたところでありす。

当事業は、緊急時の対応等も含め、子育ての中で、すべての家庭に対する支援として必要なものでありますので、来年度、策定する後期計画、平成22年度から平成26年度の中で実施を位置づけ、推進してまいりたいと考えております。

また、子ども医療費の対象年齢の引き上げにつきましては、3月5日、創生会代表、金子哲也議員にお答えしたとおり、現行制度の推移を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、③の「夢を持って働けるまちづくり」の農・観・商・工の今後の取り組みについてお答えをいたします。

農・観・商・工の異業種間連携の推進につきましては、本市のすぐれた資源である農畜産物や温泉などの観光資源、商工業の人材、技術などを相互に連携・交流することにより、地産地消の拡大を初め、新たな価値のある商品の開発、地域資源のブランド化など、これまで個々に進められていた産業構造を転換いたしまして、一層の地域活性化を進める上で、重要なものと考えております。

例えば、生産本州第一の生乳を地元酪農家から旅館や観光地へ販売拡大ができるような仕組みづくりを初め、加工技術を加えることで、付加価値の高い商品の開発、また、生産販路を拡大するためのブランドの推進など、農・観・商・工の関係機関の参画を得て、地域全体での新たな商品開発、ブランド化、地産地消の拡大など、効果的で実効性のある連携方策や流通システムの構築に関し調査研究を行うため、組織づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目のゆ〜バスの低床・ノンステップ化につきましては、車両更新とあわせて進めたいと考えており、今回、補正予算でご承認をいただき購入するバスも、高齢者などにやさしい低床・ノンステップ車両を予定しております。

ゆ〜バスの運行につきましては、運行業主との定例会議で市民や利用者の要望、苦情等、情報交換やその対応について常に協議をしており、利用者の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正等を行っております。

本格的なバス路線の見直しにつきましては、平成19年3月に策定した市営バス運行計画書に基づいて、5年間は現行の運行体制を基本に進めますが、その後の方策につきましては、多様な運行方式を考慮に入れながら、抜本的なあり方から見詰め直していきたいと考えております。そのため、来年度から調査研究に着手してまいります。

次に、⑤でございますけれども、行政改革に關しましてのご質問であります。各種補助金につきましては、補助金の固定化や既得権化、交付団体等の自立促進、見直しの仕組みづくりなどの観点から、さらに検討していく必要があると考えております。

このため、本年度は事務事業評価の手法を活用し、市単独補助金の検証作業を行ったところでありまして、来年度からは、実態に即した交付基準の作成や審査の仕組みづくりを行っていく予定であります。

また、平成21年4月からの組織改編といたしましては、建設中の那須塩原クリーンセンターを施設として位置づけるほか、教育委員会、教育総務課に給食係を設置し、給食費の滞納対策の強化などを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

初めの産業廃棄物対策の強化ということで、昨日の創生会の金子議員のほうから産廃についての質問は、るるされたわけではありますが、先ほど、市長答弁の中で、現行の最終処分場であったり、中間処理施設も含まれるんだと思いますが、それらの立入検査、そういった検査等について強化を図っていくという内容の答弁をいただいたわけがありますが、もう少し具体的にご説明をいただければと思います。

例えば、平成19年の市政報告書等の報告を見ると、その中で、実際に産廃関係で、監視員の方が問題点を発見したというのはそう多くはないという報告がなされているわけですね。その辺について、やはり今後は少し改善をした形をとっていきたいという内容であるとは思いますが、具体的な内容をもう少し詳しくお願いします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

まず、監視というのは人的な面があります。人的な面につきましては、今、既存のごみの一般廃棄物の処理施設の3センターがありまして、これが4月から廃止になりまして、人員が浮いてくるという形になります。人事異動の関係はこれから最終的に詰まってくるわけですが、その一部を、現業職員等がやっていますので、それらも活用して、監視体制を少し強化しようというふうに思っております。

それから、現在は非常勤の方が2班回っておりますけれども、現実問題としては、夜間や休日に悪質なものは不法投棄等を実行しているという嫌疑がありますので、その対策として、人員をふやせば、若干恒常的には、なかなか夜、毎日のよう

に歩けませんけれども、そういう機会も設けられるし、先ほど、市長の答弁にもありましたように、監視カメラを、これは定点でずっと置いておくのではなくて、移動できるものでありますので、それを時々あちこちに動かして、抑止になるような形、これは既存の施設以外に、特に高速道路のわきのところに一般廃棄物がかなり多いんですけれども、家電製品等々がたくさん捨てられているということもありますので、そういうものの抑止になったり、もしかすると悪質者を摘発できるというようなことのための、警察に通報するための基礎データの収集もできるということもありまして、その辺もやっていきたい。

それから、この間の初日に補正予算を可決していただきましたけれども、そこで2台、機動力のある四駆を買いたいと思っておりますが、山林の中まで安心して入っていける車の導入をいたしまして、奥深く監視に入っていきたいというふうなこともあわせ持って、かつ、今度は一般の市民の協力という部分では、ごみ減量推進等につきましては、基本的には、一般廃棄物ステーション等々の指導監視員といいますか、その辺を担うわけですが、少し地域を広げていただいて、日ごろの生活の中で不法投棄等が発見できた場合は、速やかに通報していただくというようなことも期待をしております、官民あわせて、この辺の対策を展開していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 先ほどの平成19年度の市政報告書では、産業廃棄物関係の苦情処理というのは2件という報告がなされているわけですね。今回の今、部長から答弁をいただいた内容からすれば、当然、監視の目というのは人的にも広がり

を持つということで、多少その辺もふえてくるのかなという気はするんですが、その中で、今も説明をいただいたし、予算の中でも入っていますけれども、今回の不法投棄の監視カメラ2台、リースによるものだということで、移動しながらというふうなお話でしたが、これは何日間か、当然、そこに設置をしておくんでしょから、そういった部分での盗難であったり、そういったものほどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） これから4月以降、業者さんと契約という段階に入っていくわけですが、その中で当然、保険という話に、補償というのは、リースですから向こうを借りる、借りている側はすべて持つというのでは困りますので、本体を持っていかれたら何もなりませんから、そういうのは保険という形で担保していきたいというふうには思っております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ぜひ抑止につながることを期待したいと思います。

では次に、環境を守るための基金ということで、先ほど、市長のほうから多少の例を挙げながらご説明をいただいたわけでありますが、この利用法というのは、実際にはいろんなことが考えられるんだと思うんですね。

一つには、学校の教育なんかにも当然関係してくるでしょうし、二酸化炭素の部分でいえば、温暖化の部分でいえば、例えばNEDOの補助金をいただいて、高林小学校の太陽光発電が設置をされているわけですね。だから本来、ああいったものが全小中学校に完備がされていて、常に子どもたちがそういった意識を持つということが理想だと思うんですね。そういった観点からいけば、当然あれだけの大規模なものをつけるということ

は不可能でしょうけれども、勉強の部分でのもっと小さなもの、太陽光発電であったり、風力の小さなものを設置すると、そういった基金の財源としても有効活用できるのではないかと、私はそのように思うんですが、そういった教育と環境を守る基金とのかかわりとしては、何か考えがあったらお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

昨日もご答弁させていただきましたが、具体的な内容につきましてはこれからというレベルでございます。ただ、本当に今、ご提案というふうを受けとめましたけれども、大変ありがたい話だと思っておりますし、やはり小さいうちから環境に十分理解のある人材を育てていくというのは、非常に大事なことでありますので、かつ、那須塩原市としての誇りは、水とか緑とかという自然を守ること、それにはきれいな空気ということになれば、新エネルギーの問題というふうにも当然、入ってきます。

そういう意味では、そういうところまで活用できる基金であれば、市民の夢の部分で対応策が、何か施策が打ち出せるのかなというふうにも思っております。その辺につきましては、まだ具体的にはきょうは申し上げられませんが、そこまで踏み込んで環境基金というのはイメージしていこうということでは、内部で検討を始めてございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ぜひ、せっかくこういったすばらしい基金ということで立ち上げたわけですから、しっかりと議論しながら、その中には市民の声もしっかりと聞いていただいて、進めてい

っていただきたいなど、そのように思います。

それでは、次のファミリーサポートセンター事業について、再度お伺いをいたします。

先ほど市長から、後期計画の平成22年から平成26年の間での実施を考えているという答弁をいただいたわけでありますけれども、実際、県内でのぐらいファミリーサポートセンターが設置をされているかという、11カ所ほど設置をされているわけですね。

もちろんそれは、宇都宮を中心とした大きなところもあれば、もっと小さな町単位でやっているような、大きな町とか、そういったところもあります。ですからその点では、協力会員と依頼会員との関係というのが、非常に数的にどうなのかなという部分があると思うんですね。

今後、この事業を導入するに当たって、やはり問題になってくるのがその部分だと思うんですね。協力をしていく、それから依頼をしていく、それぞれ協力会員であったり、依頼会員、それから両方ともそれを満たしている会員、3つのパターンがあるんだと思うんですが、その辺の実態調査というのは、私は一番大切じゃないかと思うんですが、それらについては、今後どのようにデータを集めていくお考えなのかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） ファミリーサポートセンターの利用といいますか、依頼されるほうと依頼を受けてもいいという方の実態調査ということでございますが、今のところ、どういった形でやるかというのは具体的には持っておりませんが、いずれにいたしましても、先ほど、市長のほうから答弁いたしましたように、子育て中の方で、冠婚葬祭等で一時的に子どもさんを預かってほしいとか、そういった方が、今の時代ですからかなりいるのではないかと考えておりますの

で、後期計画の中でということで申し上げましたが、なるべく早い時期に立ち上げのほうをしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） これからということでしょうから、ここで余り突っ込んだ議論はできないのかなという気はするんですが、これは運営主体というのが直営であったり、それからNPO等に委託をしたり、それから社会福祉協議会なんかでもやっているというパターンが、11の施設を見るとあるわけですね。

基本的な考えとして、その辺は既に持っているも私はいいんだと思うんですね。市においては、運営主体としてはどのような考えを持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今、吉成議員が言われましたように、いろんなやり方といいますか、委託をする方法、運営の方法というのがありますが、今のところは、まだ具体的にそれも、こうという方針を決めたわけではございませんけれども、できれば委託の中でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） あと、鹿沼とか、ちょっと情報を集めてみたんですが、当然、無料でやるということはありませんから、有料になるわけですね。1時間何がしかのお金をいただくという形になってくると思うんですね。鹿沼あたりは30分単位で切っているそうですけれども、例えば宇都宮の例なんかでいくと、平日だと1時間当たり700円、土日、休日については1時間当たり800円と。大まかその辺の料金が大部分かなという気はするんですが、この金額というのは、

やはりパートで働いている方々の1時間の時給とさほど変わらないわけですね。そうすると、その辺もなかなか預ける側にとっては、ちょっと負担が大きくなってしまふというような部分がちょっと問題にあるんだなどというような担当者の声なんかも聞こえてくるわけですね。

ですから、料金設定というのは結構難しい部分だなと私は思うんです。その辺もしっかりと、依頼会員とそれから協力会員がどのぐらいいるかというのとあわせて調べていていただいて、なるべく利用しやすい、そういった料金体制を確立していただきたいと思うんですが、その辺はどういった認識をお持ちでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 預けるといいますか、依頼する方からしますと、なるべく安いほうがいいというのがあると思いますが、一方、預かる側からすれば、それなりのというのもあるかと思えます。ただ、基本的にそれで収入をどうこうということでもないと思えますので、その辺のバランスといいますか、言われましたように、時給700円とか800円というのがありますが、大田原市さんの場合ですと、平日が600円で、土日が700円というふうな設定になっておりますので、その辺も考えながら設定をしていきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） なるべく早目に事業を展開したいというお話もありましたので、お願いをして、次に移りたいと思います。

子ども医療費の件なんですけど、現物支給を小学校前まで拡大をしますということですけども、これは、実際にはいつからを想定しているんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど、市長のほうから答弁しておりますけれども、平成20年度の子ども医療費の最終的なものはまだ出ておりません。平成20年度から3歳から6歳までの医療費の窓口負担というのが、3割負担から2割負担に変わっております。その辺の動向も含めまして、先ほど市長から答弁しましたように、若干ちょっと子ども医療費の推移を見守ってから導入をしたいと、そのように考えております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 年齢の引き上げについては、昨日の金子議員の代表質問の中でも、今のところは推移を見守って、引き上げるという考えはないというような内容の答弁だったわけでありまして、実際に、3歳未満が今現物給付で、それを就学前まで上げるということになれば、前回、去年6月の答弁をいただいた際には、3歳未満で大体1.5倍になったというような答弁をいただいているわけですね。

当然、同じように、3歳から年齢でいえば6歳ということになるんですけども、その部分も同じように1.5倍になる可能性としては非常に高いんだと思うんですね。そうすると、これは検討されたかされないかということでお伺いをしたいんですが、現物給付の対象年齢を引き上げるのと、それから償還払い方式であっても、小学校3年生から例えば6年生まで対象年齢を引き上げるという場合の財源としては、どちらが市にとって負担増につながるか、その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思うんです。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 現物給付の年齢枠の拡大あるいは償還払いの年齢枠の拡大でのどちらが負担増になるかというお話でございますが、

ちょっと今のところ試算でしかありませんけれども、先ほど言いましたように、3歳から6歳が今年度から窓口2割負担になりましたので、理論的には、平成19年度から比べれば3分の2になる予定なんです。平成20年度の現在のところの3歳から6歳までの医療費の推計でいきますと、そのようにはなりません。平成19年度が約1億2,000万円弱だったんですが、平成20年度の3歳から6歳が約1億円になりますので、3分の2にはならないと今のところなっているんです。それは平成19年度の3割負担の分も平成20年度に請求で来ていますので、一概にそれが全部下がるということではないということもあるんだと思います。

仮に、平成20年度の3歳から6歳までの給付を現物給付に50%伸びると、平成17年度から平成18年度のときにゼロ歳から3歳未満までが現物給付にしたわけですが、そのときの数値を仮に当てはめるといっていきますと、約1億5,000万円ぐらいになるわけですが、それを実施いたしますと、市の負担がどのぐらいふえるかということなんです。子ども医療費は、基本的には県の助成制度もありますので、2分の1が県の負担、市が2分の1ということなんですけれども、県のルール以外の部分をやりますと、県から来るのが2分の1ではなくて4分の1になりますので、仮に1億5,000万円ということになりますと、現行制度から見ますと、市の持ち出しが多分6,000万円程度多くなるのではないかと推計をします。

ただ、平成20年度の推計からですので、何度も言いましたが、3分の2、いわゆる2割負担に全部落ちていないというところがありますので、その辺だけはご了解の上ということでの数値ということで申し上げたいと思います。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 現物給付の3,000円から

6,000円の引き上げ枠についてのご説明としてはよくわかりましたけれども、対象外である、現在もまだ対象になっていない、要は4年生、5年生、仮に6年生までとした場合、対象の子どもたちに対する、それから病院にかかる率とか、そういったものも計算しなければ、当然、数値は出てこないだとは思いますが、その辺の議論というのがされたかどうかというのを聞きたいんですね。

要は、現物給付の対象年齢の引き上げ以外の議論をされていないと、償還払いであっても対象年齢を引き上げようというような議論がされているかどうか、その点をもう一度お願いいたします。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま、論議がされたかどうかということでございますけれども、これまで3歳のを就学前まで現実として進めたいということで、私の公約として挙げたところでございます。

また、小学校3年から6年まで、今現在はされておられませんけれども、そういう形で、県の知事さんはそんな構想を持っております。そういう中で、どちらがどういうことになるのかという話なのかなというふうに思っております。

私自身といたしましては、子育てをする中で一番大変な時期というのは、やっぱり就学前までというふうに認識をしております。そういう意味では、その部分に重点を置いた施策をとっていきたいという考えで、この公約を挙げております。

当然、小学校3年生から6年生の子どもさんの方々が医者にかかる率、あるいは3歳から就学前までの子どもが医者にかかる率ということになりますと、多分、小さいほうが多くなるんだろうという認識をしておりますので、子育ての目的からいたしまして、私自身は少しでもかかりやすい体制をとるための現物支給を、就学前まで進めてい

きたいということで、今後、関係部署と協議をしながら対応を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 現物支給の対象年齢を引き上げたということは、もちろん私は大いに評価をしております。

それとあわせて、今後ということにはもちろんつながってはいくんだと思ひますが、ぜひ年齢の引き上げ、前回は質問の中では、隣町的那須町の中学3年の例をちょっと挙げさせていただきましたが、できればやはり小学校時代は、小学校6年生までは年齢的なものの引き上げということも、ぜひ今後は検討課題に乗せていっていただければと思ひます。

それでは次に、③のほうに移らせていただきます。

この中で、地域ブランド化の方策の研究ということで、先ほど市長答弁の中で、やはり今後、組織づくりというような答弁をいただいております。組織づくりについて、もう少し具体的なお説明をいただければと思ひます。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 組織づくりのこととありますが、今まで、農産物を生産するのは農家の方、それらを出荷して農家の方は終わりというような形で、また商工業者等につきましては、いろいろ市場とか、そういう流通経路から仕入れたものを販売していたという形でやっていたわけでございますが、これらをやはり、地元でとれた農家では、それぞれどうしても価格の変動というものと、付加価値をつけるという2つの問題があると思ひますけれども、これらを克服するには、やはり農産加工というものが必要であると。そういう加工技術というのは、まさに商工業

者の持っているものですし、その中で、例えて言えば、食品添加物に対する知識であるとか、そういう販売のノウハウであるとか、そのようなものを持っている方たちがいらっしゃるわけです。

これらが商品として売った場合には、まさに地元で生産して地元で加工して、それを販売するんですよという形でやるわけですが、実際は、これが農商工連携促進法の法律なんですけれども、和菓子においては、ただこれを市場に流すだけじゃなくて、さらにこれを観光に使うということでございまして、まさに地域として誇れるものを生産して加工して、さらに観光に利用するというところでございますので、それらの観光団体代表者、それらをやっている方を一つの協議会等にお集まりいただいた中で、何ができるかというものを具体的に平成21年度で検討していききたいと、このように考えてございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 流れとしてはわかりました。

地元で生産、加工、販売、それが今度は観光、そういったものにつながっていく、当然、これは理想だと思ひますね。いつもこれは思ふことなんですけれども、要は、今回、市長選があつて、市長もマニフェストということで、6の柱、それに沿って掲げているわけですね。マニフェストというのは、いついつまでにこうしますよという期限があるわけですよ。

そういったことを考えると、ただいまの説明では、平成21年度に具体的にどういったものができるかと、どういったものが商品化できるかというようなところまで詰めるのかなという気はするんですが、現実に本当に、ではどういった商品を平成21年度に開発しようとか、平成22年度には必ず開発しようとか、やはりそういった明確な目標を

持たないと、絵にかいたもちになってしまう可能性が非常に高いと思うんですが、その辺の意識としてはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） できれば、平成21年度中にそのような協議会等を設立いたしまして、その中で何ができるかというものを具体的に研究開発、例えば豆腐であるとか納豆であるとか、ヨーグルトであるとか、そのようなものを平成21年度中には調査研究の段階、できれば平成22年度、23年度あたりでは、商品販売につなげるように、簡単なものについては随時できると思うんですが、そのような形で、極力早い時期にそのような実現ができるような形で、担当部としては実施したいと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） もちろん一番理想なのは民間でそういったものが開発されていく、協議がなされていくというのが理想でしょうけれども、やはりある程度、行政のリーダーシップがこの件に関しては必要だと思いますので、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。一日も早い商品開発がされることを期待いたします。

④ゆ〜バスの件なんですけど、ゆ〜バスについては、昨年、平成20年度の市政懇談会の資料なんかを見ても、結構いろんな意見が出ているわけですね。そういった中で、特に塩原地区が多かったのかなという気はしますけれども、やはり路線の拡大等の意見なんかも出されてきているわけなんですけれども、先ほど、市長答弁の中では、平成19年から5年間は現状の路線で進めていきたい、その後、見直しをするというお話なんですよ。

ただやはり、そういった望んでいる声もあるわ

けですから、もう少し前倒しをして考えてもいいんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

基本的には、拡大をするというのは、確かに市民の方から要望があるのは事実でございます。ただ、補正予算でもお願いして認めていただいたわけなんですけど、6,000万円の年間の赤字が出て、それを補償すると。ご希望があるところも、黒字なら問題ないんですが、まず間違いなく赤字路線を今後運行すると、財政的にどんどんかかっていってしまうというのは、非常にこういう時期、難しい問題があります。

あとまた一方、これは定期運行の生活路線ということで、このバスで学校に行ったり会社に行ったりという人もいるわけで、それがころころと変わっては生活が不安定になるということもありません。ある程度の一定期間の安定した運行をする義務も我々にはあるんだろうと、その辺も含めまして、毎月のように路線の一部若干の見直し、時間を5分ぐらい早めてもらえればうまくつながりやすいとか、たまたま何回かおくれたりしたことがあるから、あと5分だけゆとりを持たせてくれないとか、ちょっと大きいスーパーができたので、買い物に行く方がふえてきたので、もう少し中まで入っていただければありがたいとか、そういう微調整的なもの、またバス停をちょっとふやしてほしいとかいうものは、この運行の見直しという中ではやらせていただいていますし、今後そういう意味では十分やっていきたいなと思いますが、骨格となる路線をふやしてくるのは、ちょっと5年の中では難しいというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 先ほどの市長答弁の中で、来年から調査に入るというようなお話がありました。以前の下野新聞にも掲載をされましたけれども、市町バス効率化に対する補助ということで3項目ほど挙がっていました。その補助対象としては、実態調査、ニーズ把握調査、それから計画策定、2つ目としてルート変更に伴う試験運行、そして3つ目として待合施設の整備費などが対象になると、新年度に対しては1,300万円ほど県のほうは計上するということなわけですが、これに対して当市も手を挙げて、この実態調査とかそういったものを行うということでの先ほどの答弁だったのでしょうか。ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

ゆ〜バスの運行は今年3月まで入れても1年半ということで、まだ改定までにはかなり時間がありますけれども、自主的にやはりそれなりの時間をとって市民と考えていくには、早く着手するべきだということで、県の補助制度の導入の情報も知らないうち、勉強していこうということで、職員がやるわけですから、委託費まではいかないということで、他県のほうまでちょっと見に行くというのは、高速代あたりをつければ十分に行けるということで、お金的には少額で済むし、職員の努力をするというところからまずいきたい。

もちろん県の補助制度を導入すべきだという判断に至れば、手を挙げる気はありますが、当初予算のレベルでは、そこまでの財政的な対応の予算のお願いはしておりません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） このゆ〜バスについては公明クラブの平山啓子議員も、この後、質問を行いますので、この先は平山啓子議員にゆだねたいと思います。

それでは、⑤の行政改革の件なんですけど、市の単独の補助金というのが約11億円ほどあると伺っているわけですが、ことし検証をしたということになっております。先ほども答弁をいただいておりますが、現実的に、統合したり削ったり、今後いろいろされていくんでしょうけれども、その流れとしては、どのようなスケジュールを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） ご指摘のとおり、11億円、200団体に交付していることとなります。現在、その交付基準のいわばたたき台までできてきています。この交付基準をもっと妥当性のあるものにするために、これから企画部、つまり事務事業評価の所管をなさっている企画部と十分議論し、その後、庁議まで持って行って、物の考え方をやろうと、これは当面すぐ、3月、4月の問題になろうというふうに思っております。

その後、平成21年度中に、その審査基準に基づき、相当の部分の団体の補助金について、その評価表で評価をしていきたいというふうに思っています。

200団体ありますので、事務量的に一遍に200をこなすというのは現実問題として、相当困難かなというふうな考え方もあります。その辺の段取りについても、今後、相談するわけですが、イメージとしては、50団体程度を4年間サイクルで絶えず点検していくというようなイメージも持っております。

そのようなやり方、それから、最終的には審査会を設け、その審査会の人たちの意見も聞きなが

ら検討をしていくというふうなことになります。
それを8月、9月ごろ実施いたしまして、8月、
9月からそれから12月ぐらまで実施していきたい
と思っています。

したがいまして、その審査を経た団体について
は、来年度予算に反映をしていきたいというふう
な考えを持っています。段取りとしてはそのよう
な考え方を持っております。

基本的にはこれからそれをたたき台として、さ
らにいいアイデアを織り込んで、機能性のある審
査基準、そして審査サイクルといったものをつく
っていききたいと思っています。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 多くの自治体が今そうい
った補助金というものに対してメスを入れている
ということは報道もされますし、私も聞いていま
す。そういった中で、必要なものと必要でないも
の、先ほど部長の答弁の中で、事務事業の評価、
企画のほうがやるんでしょうけれども、そこが非
常に大切な部分になってくるわけですね。どうい
った物差しがそこに当てはめられるかによって、
当然変わってくるわけですね。その辺は、慎重
かつ大胆に進めていかないと、やはり改革はされ
ていかないんじゃないかと思っておりますので、その辺
について期待をし、次の質問に移ります。

それでは、2番の市営住宅の整備についてお伺
いをいたします。

100年に一度と言われる深刻な経済状況の中で、
市営住宅への入居を希望する市民がいます。以下
についてお伺いをいたします。

①市営住宅整備に対する基本的な考え方をお伺
いたします。

②民間のマンションであったり、アパートを借
りて、市営住宅と同じような条件で貸し出しをす
るという制度的なものはつくりえないかお伺いをい

たします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 2の市営住宅の整備につ
いてお答えをいたします。

①の本市の市営住宅整備に対する基本的な考え
方についてお答えをいたします。

市営住宅行政につきましては、公営住宅の基本
的な目的である市民生活の安定と、市の増収を図
るため、低所得者層に対しまして低廉な家賃で住
宅を提供しております。今後は、社会ニーズや安
全に配慮しながら修繕、改修等を行い、入居者に
安心・安全な住宅の供給を行ってまいりたいと考
えております。

次に、②の質問にお答えをいたします。

現在の市営住宅の申し込み状況といたしまして
は、比較的新しい住宅や立地条件のよい住宅に応
募者の偏りがあり、古い住宅には応募者が少ない
状況であります。応募状況から見ますと、市営
住宅の数は不足している状態とは言えないことか
ら、現時点では、民間住宅の借り上げによる貸し
出しは考えておりません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 合併をしまして、黒磯地
区、西那須野地区、塩原地区、それぞれに公営住
宅、市営住宅があるわけですが、先ほど市長の
答弁の中でも、立地条件のいいところ、それ
から新しい建物、そういったところに入居希望が
偏りがちだという話でしたが、数字が間違ってい
なければ、実際に黒磯地区に7カ所、西那須野地
区に5カ所、塩原地区に7カ所、市営住宅がある
わけですが、この中で数年来、あいていても全く
入居希望のないというようなところというの
は、どのぐらい現実にあるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 募集して、全然応募がないというのは現在のところございません。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） では、数年間募集をかけていないと表現したほうがいいんでしょうか、募集をかけていない市営住宅というのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 政策空き家といいますか、そういったことで募集をしていないものがございますけれども、例えば若松団地とか、そういった長屋住宅がございます。そういったものにつきましては、現実的には5戸長屋になっておりますが、そのうちの1戸ないし2戸しか入っていない、老朽化していて、管理費、修繕費等をかけましても経費がかかってしまう、それから老朽化しているということもありまして、転居をお願いしているような状況でございます。そういったことから、5戸のうち2戸入っていて、残りの3戸については政策空き家ということで残している、そのような状況でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 今回、この質問をした理由の一つとして、やはり市営住宅というものに対する明確な本市の考え方というのを、もう示していかなければいけない時期ではないかと思うんですね。今、部長が言われる平屋の古い建物、島方であったり、ほかにもあるわけですね。ではそれが今後、だんだん人がいなくなって行って、その都度取り壊していくとか、そういった方法にしていけるのか、やっぱり明確にしていけないと、ずるずる行ってしまうわけですね。そうすると、その土地の利用であったり、借りていけば返さなければいけないわけですから、その辺もやはり

もう明確にする時期じゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 私ども、先ほど申しましたような例の場合、5戸のうち2戸が入っていて、3戸は入っていないという状況で、2戸の方には、例えば隣の高層の住宅のほうへ転居をお願いするという形では何回かお願いしているようなケースもございます。

そういった場合でも、なかなか、入居されている方が移っていただけという結果に至ったのはほんのわずかでございまして、現実的に我々といましては、移転することによりまして家賃が若干上がってしまうということもございました。それは激変緩和ということで、5年間のうちに所得に応じた家賃に変更をしていくという形はとっておりますけれども、それでもなかなか転居していただけないということで、今後については、私どもでもそういった住宅の入居者に対しましては、年度をある程度限った形での管理を考えていかなければならない時期に来ているというふうには思っております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 例えば2月20日付で出ているデータで言えば、今回の入居の募集というのは稲村団地、若松団地、下厚崎団地、どれも高層というか4階建て等の建物で、合わせて10戸の募集があるわけですね。そうすると、年間を通すと、この募集に対して倍率というのは今どのぐらいになっているんでしょうか。

先ほど市長の答弁だと、足りないという状況ではないというお話だったわけですが、その辺のデータはありますでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 平成20年度の場合です

けれども、全部で募集をかけた延べ戸数が、3月はちょっと除きまして、1月末までの現在でいきますと、36戸募集しております。そのうち、応募者が35戸で、そのうち現在、正式に入居された方というのは23戸しかいないという現状でございます。入居率でいきますと63.8%の方しか入居していない。

要するに、稲村がここ特に人気といいますか、そういったところというふうに私どもはとらえておりますけれども、その稲村におきまして、この11月から12月、1月と募集しておりますが、それでも、例えば11月に3戸募集して1戸しか応募がない。それから12月におきまして3戸で1戸、1月におきましては、3戸で3戸というような状況でございます。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ただいま部長の答弁をいただいた中で、平成20年1月末現在、36の募集に対して35、実際の入居が23というような数字をいただきました。実際に入った数35と23ということで、そこに差異があるわけですが、それらは理由としてはどういうことが挙げられるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほど、市長の答弁の中にもございましたように、新しい住宅、それか

らあと、立地条件のよい住宅に偏っているというような状況でございます。そういったことが原因じゃないかなというふうには思っております。

あと、もう1件は、ここへ来まして一番大きな原因かと思われまうのが、公営住宅法の施行令の改正が平成19年12月に実施されました。それによりまして、今までの所得基準が月額で1件当たり20万円以下の世帯であれば申し込みができたことなんですが、改正後は15万8,000円を超える世帯については応募できないというような状況に変わったということがございまして、応募者が急激に減っていると。

それからあと、先ほど申しました、そういったことから、人気の住宅に対しても応募者が減ってきたというような状況でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） わかりました。

先ほども述べましたが、やはり特に老朽化の進んでいる住宅に関しては、今後どのような方向で進めていくかということが非常に大切なことだと思いますので、その辺の検討もしっかりと計画的なものを立てて進めていただきたいと思います、そのように要望し、次に移ります。

最後の質問になりますが、3、学校橋のかけかえについてお伺いをいたします。

学校橋のかけかえと周辺の歩道整備について、今後どのような進め方をしていくのかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 3点目の学校橋のかけかえについてお答えをいたします。

学校橋のかけかえと周辺の歩道整備の今後の進め方についてお答えいたします。

学校橋のかけかえにつきましては、県が事業主

体となり、熊川の河床を掘り下げる河川整備事業として進められているところから、この事業区内にある学校橋につきましても、河川整備にあわせてかけかえをしたいと考えております。今後、河川の詳細設計及び河道計画が決定されると思われまますので、河川管理者の県と詳細について協議し、学校橋改修の事業化に向けて検討してまいります。

また、周辺の歩道整備につきましては、学校橋のかけかえにあわせ整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 以前にも質問をしておりますが、また地域住民の要望書等も出しているわけですが、県が熊川の河床の掘り下げ、これを去年、測量等を行ったと思うんですね。

実際にこの掘り下げの事業としては、いつからスタートするのでしょうか。そのスタート時期がわからないことには、幾らそれが着工されて学校橋のかけかえはその後行われると言っても、なかなか年次的にいつごろなのかなというイメージがわいてこないんですね。その点についてお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 県のほうとしては、今、測量が大体ほぼ終わりましたので、来年度、平成21年度から実施したい旨を聞いております。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 平成21年から実際に河床の掘り下げがスタートすると。距離的にはこれは、大田原の荒井地区から那須塩原の箕輪までということで、12kmほどあるわけですよ。以前にも聞きましたけれども、できればかけかえということを考えれば、学校橋周辺を先にやってほしいとい

う要望的なものは質問したわけですが、それらについてはいつごろになるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 実質的に県のほうから出ています延長につきましては、先ほど議員が申し上げましたように12km、正式に言いますと11.9kmというふうに認識しております。あと、蛇尾川との合流点から大田原地区が5kmほどございます。ですから、那須塩原市のほうは6.9kmになっております。

そういった形になるわけでございますが、学校橋まで来るのに相当時間がかかるということは我々も承知しておりまして、そういったものを早急にしていただくように要望等は毎年出しているところでございますけれども、実際に河床整備の詳細設計ができ上がりまして河床高の計画高が決まらなないと、橋梁の根入れ部分とかそういったものが深さが決まらなことから、なかなか先行しての実施というのは難しいというふうには聞いております。

そんな中で、我々が要望に行った時点では、県のほうの担当者のほうでの話では、県としては、無堤防区間というのがございます。というのは、ちょうど学校橋のすぐ下が100mちょっとですが、無堤防区間でございますので、そういった部分については先行して事業を実施したいというような話もございますので、そういったところから、年度は申し上げられませんが、そういったものについては先行して実施したいという考えは、県のほうでは持っているようでございます。

○議長（植木弘行君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 説明を聞けば聞くほどだんだん遅くなってくるような気がして仕方がないんですけども、確かに学校橋の右岸の部分が堤防がない。無堤防と言っていましたけれども、そ

ういった部分があるのは私も知っています。市の
がいっぱい入っていますので。ですから、あの整
備をするということは、当然必要なことだとは思
うんですけども、まず、川を2m程度さらって
低くして行って、それが学校橋よりも上まで行っ
た時点で、今度は無堤防の部分の堤防をつくって、
それから今度はいよいよ橋のかけかえに入るとい
うような流れに多分なるのかなというイメージが
するわけですね。そうすると、本当に先の話だな
という気がしてならないんですね。

ただ、これは以前にも市単独で調査費をつける
ということで、一時つけた時期があったわけです
よね。ところがその後、県のほうで、実は熊川の
河床の掘り下げをやるんだと。それをやった後に、
では橋のかけかえをしましょうということになっ
たわけですね。

当初は、それはそれでいいのかなという気はし
ていたんですが、話を聞けば聞くほど、本当に遅
くなっていってしまう気がするものですから、そ
れを部長に早くしろ、早くしろと言っても、なか
なか難しいのかもしれませんが、極力、あ
そこは本当に狭くて、区画整理事業に西区画がさ
れて、当然BSに入ってくるほうの道というのは
広いわけですね。極端に橋で狭くなる、それで
その先は今度はカーブで非常に見にくいという、
本当に接触事故等は何度も起こっているわけす
けれども、大きな事故が起こらないということ自
体が不思議なぐらいのところだと私は思うんです
ね。

ですから、やはり一日も早いかけかえを望んで、
また周辺整備の歩道整備等々も、それとBSのと
ころの変則十字路等の解消もあわせて、ぜひとも
早い段階での整備を強く要望して、質問に関して
は終了させていただきます。

結びに、この3月で退職される職員の皆様に対

し、永年にわたり住民サービスの向上に努めてき
たことに対しまして、心より敬意と感謝を申し上げ、
お疲れさまという言葉添えて労をねぎらいた
いと思います。

以上で私の会派代表質問を終了させていただきます。
ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） ちょっと説明不足の点
がございまして、申しわけございません。

無堤防部分の実施の際に、そういった学校橋の
かけかえも含めて検討していただけるというふう
に聞いております。

○議長（植木弘行君） 以上で公明クラブの会派代
表質問は終了いたしました。

以上で、会派代表質問通告者の質問は全部終了
いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

—————◇—————

◎市政運営方針及び議案第14号

の質疑

○議長（植木弘行君） 日程第2、市政運営方針及
び議案第14号 一般会計予算の2議案を議題とい
たします。

以上に対し、質疑を許します。

19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） それでは、議案第14号 一
般会計予算について質疑させていただきます。

まず、予算執行計画書のほうからお願いいたし
ます。28ページ、2款1項4目財産管理費の需用

費印刷製本費の中の当初予算説明書であります。

概要書のほうで、私たちのまちづくりという期待の持てるネーミングもつけられているわけですが、こちらに対してのご説明を伺います。内容に対してのご説明をお願いします。

続いて、31ページ、2款1項9目情報管理費の賃借料工事請負費の住民票等の公民館での交付と自動交付機に関するものでありますけれども、こちらについてのご説明をお願いします。

続いて民生費で、56ページ、3款2項8目放課後児童対策費の放課後児童クラブ整備事業、仮称であります。第2三島、第2大山児童クラブの説明をいただきたいと思っております。

続いて衛生費で、60ページ、4款1項3目の委託料の中から妊婦一般健診審査ということで、5回から14回へ拡充されるわけでありまして、こちらの補助に関しましては、交付税措置と補助金措置になっているかと思うんですが、その内訳をお示しいただきたいと思っております。

続いて、63ページの4款2項であります清掃費でありますけれども、那須塩原クリーンセンターの稼働に伴いまして、旧センターの解体と、特に西那須野については喫緊の問題となってくると思っております。予算措置について見当たらないと思っておりますので、計画と今年度の予定を伺います。

最後に、公債費、130ページの繰上償還分に伴いまして、これによります借換債等によります今回の財政効果、金額をお示しいただくとともに、今後、高利のものに対するものは何本ぐらいあるのか。あるいは特別会計の部分にも触れていただければ、全体で効果と何本ぐらいあるのかということをお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まず、私たちのまち

づくりという、言ってみれば、那須塩原市の財政の予算を説明する冊子をつくるというふうな計画であります。

従来ですと、予算の説明書というのは、広報にせいぜい見開きで2ページレベルとか、あるいは市政懇談会の中で特別につくられて、そして結局市政懇談会に参加した人しか見られないとかというふうなイメージでありました。

それを簡単なパンフレットをつくって、那須塩原市の予算、皆さんのところにお配りした予算の概要の主要事業のページがあると思っておりますけれども、あのページの中で、写真などを使ってわかりやすく解説する予算説明書、予算紹介書のようなパンフレットをつくりたいということでありまして。

それから、繰上償還のところでありまして、今回、5億8,000万円ほどの財源を基金から使って、5億9,895万円ほどの繰上償還を行うわけですが、これらの利子削減額は1億1,300万円ほどを予定しております。これで平成19年、20年、21年と3年間、一般会計、下水道会計、それから水道事業会計で繰上償還を行ってきたわけですが、総額が、全部で繰上償還をする額が60億3,000万円、借りかえるわけですが、借りかえた金額が60億3,000万円ほどになります。

その利息の削減効果につきましては、合計で13億2,000万円ほどになります。一般会計で17億8,000万円、下水道会計で9億3,200万円、それから水道事業会計で2億900万円ほどになるというふうな試算をしております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 2款総務費の1項9目の情報管理費の中で、2点ほどご質疑をいただきました。

まず、1点目の賃借料の関係ですけれども、各

種証明書発行用端末と、これにつきましては、公共ネットワークが整備されていますので、これを活用して市民の利便性の向上に活用していこうと、こういうことで、モデル的に2つの公民館、具体的には西那須野の南公民館と黒磯の鍋掛公民館に端末を設置いたしまして、諸証明、住民票、印鑑証明等々ですけれども、どれだけできるかというのは今後、詰めていきますけれども、モデル事業として証明書等の発行を実施したいと。当然公民館ですので、公民館職員が対応をすると、こういうことで、一応今のところ、来年2月から発行できるように準備を進めていくと、こういうものでございます。

それから、自動交付機の屋外設置工事ですけれども、420万円ほど、これも2カ所ということなんです。現在、黒磯庁舎、本庁と西那須野支所に自動交付機が設置をされております。それぞれ、西那須野地区は玄関入りましてフロアのところにあるわけですけれども、本庁につきましても、玄関と風除室のところに現在設置されているわけですけれども、ここにつきましても発行の時間帯、これを若干延ばして、市民の利便性を図っていこうということで、屋外に民間の銀行等のキャッシュコーナーみたいな、あれの小さなイメージをしていただければと思うんですけれども、そのような形で屋外に出して、時間の延長を図って、現在は執務時間ということなんですけれども、おおむね朝8時半から19時、7時ごろ、季節によっても多少、夏場であれば8時とか9時とかというのも検討しなくちゃいけないかと思っておりますけれども、そのようなことで、屋外に出して活用をさらに広げていくといいますか、利便性を高めていくと、このようなことで、それらの設置費として、2カ所分として420万円ほど、今回予算要求をさせていただいていると、こういう内容でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

3センターの解体関係のご質問でございますが、確かに新年度の予算には、解体関係の経費はのってございません。3センターの今後の解体の年次計画等まで踏み込んで、まだ計画がまとまっていないというのが正直なところでございます。

なぜかという、財源対策ということになるんですが、確かにご質問のとおり、西那須野のほうの旧炉、現在動いていない、もう一つ前の旧炉の部分は3億円の基金を造成してありまして、利息がありますもので、プラス180万円弱ぐらいあります。これで旧炉自体は解体できると思っておりますけれども、どうせやるならば一番経費の安い両方一遍にやるのが得策、当然だと思いますので、それには財源を捻出しなければならないという状況であります。

解体の助成は国ではあるんですが、前提として、同じところに何か清掃関係の施設をつくるというようなことが前提で、更地にするとか、全く違うものにしてしまうという場合は、助成が出てこないということがあって、うまい財源を見つけられないという苦労もあります。

その辺もありまして、まずはとりあえずは、新しいごみ処理計画の円滑な導入、スタートというふうに職員の力を注いでいるのも現状でありまして、深く検討する時間も今のところなかったということもございます。

その辺もありまして、新年度になりましたら、月3度の解体関係の年次計画をしっかりと研究していきたいということで、ちょっとお時間をいただきたいというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 私のほうから2点ほどご答弁させていただきます。

まず、放課後児童クラブの整備関係なんですけど、第2三島児童クラブの建設の関係でございますけれども、大規模児童クラブということで、国からの補助金が来なくなるというふうなことを受けまして、三島児童クラブを分割していくということなんですけど、建築面積は今のところ86㎡を予定しております。

それから、第2大山児童クラブでございますけれども、これにつきましては、以前、児童クラブで使っていたわけですが、その後、その隣に新しいものを今使っているんですが、以前使っていたところを改修いたしまして、再度そこを使わせてもらうというような予定でございます。

それから、妊婦一般健診の14回までの財源の内訳ということだと思いますが、1回から5回までは今までどおり交付税措置になっております。6回から14回、いわゆる枠が拡大になった部分ですね、そこにつきましては、県を通じて2分の1補助金でまいります。残りの2分の1が市になるわけですが、それにつきましても交付税措置をされるということになっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 了解でございます。

1点だけ、児童クラブの第2三島に関しては、建築場所はどちらを予定しているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 三島小学校そのものの中で、敷地の中ということ、なかなかスペースが見つからないところがあるんですけど、現在の児童クラブの前に建設をしたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） 1点だけお願いします。

一般会計歳出で、2項2目の体育設備費で、那珂川運動公園の管理運営事業で、128ページになるんですけども、昨年プールは休んでいたわけでございます。今度予算がついて、子どもたちがプールでどうしても泳げないのかと言われて、私も聞くんですけども、予算がついたということで、これは今度、夏までにはこれは改修できるのかなと、これだけの予算がついているわけでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） プールの関係でございます。これは平成20年度、本年度予算で、今、設計をしておるところであります。実質的に発注は4月以降になるわけございまして、工期的に建物もプールも改修ということになりますので、1年が必要だということになりますので、ちょっとことしの夏は使用できないということでご理解いただきたいと思っております。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 最初に、予算書のほうで、11ページの歳入のことなんですけれども、先日の全協のときに、市税の歳入見込みについて、法人市民税は大幅な減ということになっていたんですが、個人市民税については、平成20年度の実績の98%だという説明がありましたが、この見込みについてもう少し説明をお願いします。

それから、固定資産税についても、つまり法人市民税も減る見込みだということであれば、固定資産税もそんなにふえないのではないかと思います。この見込みについて、もう少し説明をお願いします。

次に、同じ予算書です。82ページの学校給食費

についてなんですが、これは説明書のほうでもどちらでもいいんですが、新しく西那須野の共同調理場ができたことによって、学校給食費の運営事業費について、黒磯地区については余り変わらない見込みだと思うんですが、西那須野については少し上がっているというふうに見ています。この辺の理由を説明してください。

それから、同じ予算書の89ページから90ページに博物館費があります。博物館費の中で、今、西那須野の那須野が原博物館で人形の展示をしているんですが、非常に数の多い日本と外国の貴重な人形を寄贈されたわけですね。それを非常に有名な方のもので、あのよう展示してあってすばらしいんですが、寄贈されたということは、今後もあれを市で責任を持って何かの形で寄贈されたものを展示をすとか、つまりしまっしてしまっしてはいけないものだと思うんですが、多分この博物館費の中に入ってこなければいけないと思うんですが、その辺の予算をどのように見ているのか、説明をお願いします。

次に、今度は予算の説明書のほうの31ページの先ほどのOA推進費の中に、委託料でシステム機器等廃棄処分というのがあります。これは平成20年度にはなかったものなのですが、これはどんなものか説明願います。

それから、3款民生費になります。50ページに高齢者の福祉費があるんですが、その中の扶助費が平成20年度に比べ非常にふえているんですね。高齢者がふえているということではあると思うんですが、これの説明をお願いします。

それから、同じく3款民生費の53、54ページ、認可保育園費の中で、臨時職員費がふえていることの理由の説明をお願いします。

〔「少しゆっくり言ってください」と言う人あり〕

○21番（山本はるひ君） すみません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まず、個人市民税の歳入の考え方でありますが、個人市民税の現年分については若干ふえているというふうな積算になっております。

これは、今年度分の積算のやり方上の問題だったんですが、平成19年度の税源移譲がありまして、その税源移譲は、つまり所得税のほうは税源を安くして、市民税のほうに税率を高くして、地方に財源を譲るという政策が実施されました。

ご存じのように、サラリーマンはそれを特別徴収で払うわけですね。6月から次の年の5月まで、1年間の市民税を払う分割納入になるわけです。そうしますと、4月、5月の税金の額というのは、前の年次で積算した金額で税金を払っているわけです。今年度予算をつくるときに、その分を補正しなければなりません。

実際は税源移譲でもっと税金を払っているのに、もらっているのに、平成20年4月、5月の税金は税源移譲の前の税金でもらっている関係がありますので、それを補正しました。その結果、特別徴収の部分で、今年度、全体の市民税額が若干上がったというふうな経過を持っております。

続きまして、固定資産税であります。固定資産税については下がっているわけです。何が一番下がる見通しかというと、実は償却資産なんです。ざっと九十何億円が固定資産税ですが、建物、要するに土地がざっと30億円、それから家屋が三十五、六億円、償却資産が30億円というふうな、3、3、3というイメージなんですが、償却資産は、投資が行われないと年々減ってしまうという性格を持っております。したがって、平成20年中の投資が行われないと、平成21年の償却資産は下

がってしまうというふうなことで、資産減価による減少がここへ来ています。

それから、家屋も下がります。家屋は、評価替えによる既存家屋の評価額の減少というのを見まして、下げました。土地については、ほぼ同じ程度の増減、つまり評価が下がっている部分と、それから新しく宅地化による評価が高くなる分とつーペーで、若干高くなるかなというふうなことを見て評価をしました。

全体としては、固定資産税の場合、平成20年度の95.91%レベルの歳入ということで、全体としては下がっている数字で見積もりをいたしました。

以上です。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 2点ほど質疑がありましたので、お答えします。

まず、西那須野学校給食の共同調理場の管理費の問題でありますけれども、議員もご案内のとおり、新施設はオール電化の施設であります。そしてなおかつ、調理と搬送を委託をしているということですので、その委託料の増あるいは光熱水費の増ということでふえてきているということでもあります。

それとあと、博物館の人形展でありますけれども、この点につきましては、ことし2月だったと思いますけれども、持っている方から寄贈を受けたと、こういうことでありますので、当然、まだ来年度の事業計画の中には入っていないということでもありますので、予算計上はされておりません。ただ、今後、物がかなりの数ありますので、台帳整理等々も含めて整理をして、ぜひ市民の皆さんに見ていただくような計画は立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 私のほうから、予算執行計画書の50ページの扶助費の質疑だと思っておりますので、それについて、まずお答えをいたします。

扶助費が伸びている理由でございますけれども、大きなものは、外出支援タクシーの関係でございます。平成20年度から利用方法の変更をいたしまして、使い勝手がいいといいますか、一度に2枚まで限度に使えるという形にしたものですから、平成20年度の推計からしまして、平成21年度、そこだけで約1,184万円ほどふえているということで、その部分が大きく変わっております。

それからもう一点、保育園の臨時職員費が増額になっているというお話でございますが、これにつきましても、例年、予算の調整の中で、当初予算のときにスタートしているというのがあるんですが、例年12月の補正の段階で補正予算をお願いしておりますので、その辺との兼ね合いということで、例年3億8,000万円程度近くはかかっているというのが現状でございます。

ただ若干、臨時職員の中での欠員補充の関係がふえたりですとか、そういったところの手当がありますので、例年よりはふえているということでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 情報管理費の中のOA推進課の委託料の関係ですけれども、118万6,000円ほど、今回、予算要求させていただいております。

一つには、システム機器等の廃棄処分ということで、市民課、税務課等々で使っている機器、基幹系というものと、もう一つ、職員がパソコン等を使っている、いろいろな情報のやり取りをするわけですけれども、この情報系と二通りありまし

て、合併時、それぞれシステムを導入しまして5年がたつということで、更新時期になってまいります。これはリース契約をしているわけですが、それに伴って、リース終了後は市のほうが無償譲渡を受けると、こういう契約になってございます。

そういう中で、パソコン、それから端末等々の処分、一部にはサーバーの関係もあるんですけども、それを廃棄処分に市が業者に委託をします。納入業者ということになるんですけども、処分を委託すると。こういう経費が118万6,000円のうち、53万3,000円ほどがその経費ということになります。

残りは、電算室が西那須野それから黒磯にあるわけですが、こちらの空調管理をしますか、温度、湿度等々の管理をします。これらの点検と年に一度の清掃、残りがそういう経費と、こういう内容でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 53ページの、先ほどの保育園の臨時職員のことなんですが、来年度から保育園の民営化を進めていくというようなことでやっていくというお話なんです、であるならば、この臨時職員は減っていくのではないかなというふうに思ったものですから、これが減ってこない理由が何かわからなくてお尋ねしたので、もう一度お願いいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 保育園の民営化につきましては、来年度から実施という形ではしているんですが、民営化に移行するのが来年度ということではございませんで、今、順次ずっと説明会等をやっております、保護者の方々等のご理解をいただきながら進めるということでやってお

りますので、移行するまでもに相当な時間が必要になりますので、来年度、即、この4月から、市の保育園が民営化するというものではございませんので、臨時保育士の賃金が来年度減るといふことにはならないということになっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 一般会計、64ページの4款民生費の中から、2項2目のごみ減量対策費の補助金、集団資源回収と、その下の段の2項3目塵芥処理費の委託料、家庭系一般廃棄物収集運搬の内容をお知らせいただけますか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） まず、2点ありましたので、第1点目の集団資源回収のほうからお答えをさせていただきますが、集団資源回収事業につきましては、変則的に西那須野地区だけ、現在まで西那須野から造成した基金を活用させていただいてやってきました。

本年度、要するに4月からは、まだ詳細な設計ができていませんけれども、新年度になりましたら全地区に広げていきたいということで、この制度で資源ごみの減量化を図っていきたいというふうに考えております。

ただ、基本的な設計をある程度はしてあるんですが、ここへ来て資源物がすごく安くなってきて、やっていただける方のほうとの調整をしながら金額を決めていかないと、今までの想定でキロ当たり幾らというふうな想定をしてきたんですが、その額でやっていただけるかどうかという、ここへ来て急に心配になりましたものですから、きょう数字をちょっと明示させていただかないことにさせていただきますけれども、そういうことで、全市には広げていきたいということでございます。

それから、次の家庭系の一般廃棄物収集運搬関

係の2億3,000万円の関係でございますが、これにつきましては、市内を6地区に分けて、収集業務を、既に平成20年度で認めていただいた継続費の予算の中で、競争入札の形で発注をいたしていました。

それで、今までと違った業者も参入になってきておりますけれども、そういう形でごみの収集を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 集団資源のほうは全地区にこれから広げるといふことなんですけれども、これはお知らせはしてあるんでしょうか。また家庭系の一般廃棄物の運搬なんですけれども、前年度に比べて約7,000万円減なんですけれども、これは、今までの業者さんよりも安いということなんでしょうけれども、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

まだ、具体的に地域におろしているということまで、先ほど言いましたように、単価が決まってそれでやれるかやれないかという話も正直ありますし、一部では、物によっては、業者さんが引き取ってくれないという話も少しずつ出始めています。要するに、はけないので、業者さんが引き受けてもストックしておくようになってしまうというような話さえも出てきている状況も一部ありますので、その辺、もう少し調整をさせていただいて、できれば各種団体にやっていただきたいので、取り組みやすい中身にしてからお話をしていきたいなというふうには思っております。

よって、まだ具体的には自治会なり、実際やっているのは子ども会の育成会なり老人クラブなりが実際多くやっておりますけれども、その辺へ具

体的な話はもうちょっとお時間をいただきたいなというふうに思っています。

それから、委託収集の関係の減でございますが、今までは、ずっと3市町とも同一業者に随意契約で委託をしてきたという経過がございます。それがよかったか悪かったかというのを評価はしなくてはいけないかと思っておりますけれども、今般それにつきましては、指名競争入札ということでさせていただきます。

その結果、業者さんのご理解といいますか、努力で、競争の結果、減額になったというふうな形だと思えます。やり方につきましては、例えば西那須野地区はひとり業者でやっておったわけですが、安全面を考えて2人業者ということにしましたけれども、それでもなお減額になったということで、業者さんの努力による入札結果なのかなということで、減額になったこと自体は我々としては大変うれしい話でございますので、そのようなとらえ方をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） まず、2点ほどお聞きします。

一般会計予算執行計画書の50ページ、歳出3款民生費、1項6目高齢者福祉費高齢者生きがい等健康づくり事業、401事業でありますけれども、負担金補助及び交付金補助金の中の生きがいサロン推進事業1,346万円は、平成21年度においては何件の実施の予算であるか、また、その申請者の各種団体等をお知らせ願いたいというふうに思います。

続いて、やはり予算執行計画書の53ページ、歳出3款民生費、2項1目児童福祉総務費の消耗品費、支給用指定ごみ袋938万2,000円、新規予算としてごみ有料化に伴うごみ袋現物配布、2歳未満

児ということで、このごみ袋現物配布を、全協でも聞きましたけれども、2歳未満児と設定したわけと、その設定をした際に、審議会等においてはどのようなメンバーで決定をされたのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 2点ございましたので、お答えをいたします。

まず、50ページの生きがいサロンの推進事業の関係でございますが、箇所的には全部で36カ所を想定しております。現在、実施中が24カ所、新規が12カ所を予定しております。そのほかに、初年度の設備費というのが10万円限度でありますので、それを5カ所分見ております。全部の箇所といいますのは、ちょっと資料を後で持って、後でご答弁したいと思います。

それから、53ページの児童福祉総務費の中のごみ袋の関係で、なぜ2歳未満かというお話だと思いますが、全員協議会の中でもちょっと答弁させていただいておりますけれども、おおむね2歳程度でおむつが取れるだろうということで、これは個人差がありまして、早い方もいれば遅い方もいると、どこで切るかという問題になりますので、2歳程度まででおおむねの方は取れるだろうという中で、2歳未満というふうに設定をさせていただきました。

それから、どういう場所で2歳未満というものを決定したかという審議会等ということですが、これにつきましては、審議会等の設置をしておりませんので、内部で決定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） まず、生きがいサロン事業のほうでありますけれども、36カ所で24カ所、

新規が12カ所ということでご報告を受けましたけれども、施設修繕費等は10カ所でよろしかったんですね。

〔「5カ所です」と言う人あり〕

○29番（齋藤寿一君） 5カ所。はい、わかりました。そういうことで前年度対比については、若干参加団体が伸びてきているのではないかなというふうに思っております。この生きがいサロンについて、かなり効果を生んで、お年寄りが元気に楽しみがふえているというあれでありますけれども、これについてはオーケーであります。

次の支給用指定ごみ袋についてでありますけれども、先ほど部長のほうの答弁においては、この2歳未満児に設定をしたについての審議会等は設置をしていないということでありまして、やはりいろいろ保育園等、幼稚園等で聞いてみますと、まずトイレトレーニングにおいても、自分でトイレに行けるような、そういうトレーニングをするにも、まずは歩けなければ実施が余りできないんだということで、その実施時期がやはり1歳半から2歳半ぐらいまで、先ほど部長が言うように個人差がありますので、時には3歳ぐらいまで、トイレトレーニングがかかるんだということなんですね。

というのは当然、その間おむつをしているというのが、これは一般の健康児でもこういう状況があらわれたということで、先ほど答弁の中で、審議会の中に女性とか、あるいは保育園の先生、幼稚園の各種団体に意見を聞いていただければよかったなというふうに思うんですね。

また、支援障害児に対する配慮が余りなされていないのかなというふうに思うわけでありまして。例えば、自閉症には軽度自閉症、高機能自閉症、そして大変見つけにくいアスペルガー症候群、AD、LA、注意欠陥多動症等においては、なか

なか見つかる時期というのが、やはり……

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤君に申し上げます。

質疑でございますので、質疑の内容をお願いいたします。

○29番（齋藤寿一君） はい。そういうことでありますので、なかなか見つけるのが大体3歳ぐらいからわかってくるらしいんですね。ですから、この辺に対しての審議をなされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） まず、2歳未満の決定のときの関係ですが、保育園のほうに、その辺につきましても、おむつの使用の関係につきましても聞いて、その中で2歳未満という形で決定をさせていただいております。

何度も繰り返すようになりますが、個人差がかなりありますけれども、今回、乳幼児、それから障害の方、それから高齢者の方々に上げるのは、ごみ処理にかかわる一部助成といいますか、全額助成とまではいかないかと思っておりますけれども、一部の助成をするというような考え方になっておりますので、人によっては2歳半あるいは3歳までという方がいるかと思うんですが、どこかで切らなくてはならないということで、2歳未満ということを見せていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、障害児の場合に、紙おむつが取れないという方がいるというお話を今されましたが、この辺もなかなか定義づけというのが難しく、障害者のほうで日常生活用具給付というのをやっております。その中で紙おむつの支給というのをやっているんですが、これにつきましては、現在のところ3歳以上という形になっております。ただ、障害児等に障害者手帳をもらうとか、交付を

受けるというのは、2歳のときにはなかなか障害者手帳の交付までいかないという方が多いものですから、今この3歳以上の方という日常生活用具給付のところを、2歳以上は手帳が交付されれば、2歳以上の方から該当できるような策はないかということで、ちょっと今検討をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 大変すばらしい事業を実施していただけるということで、これは4月1日からのごみ有料化に伴うものでありますけれども、最後に、この事業に対しては、この有料化に伴うために行うのか、それとも単年度で終わるのではなくて、事業はずっと継続して行う事業であるのか、その1点だけお聞きして終わりにします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 2月の全協のときにもご説明をいたしました。基本的に紙おむつを想定しているわけですが、紙おむつの場合にごみの減量化が難しいだろうということで、ごみの有料化に伴って導入をするという形にしておりますので、平成21年度限りとか、そういうことではございませんで、有料化があるときはこれを継続をするという予定であります。

○議長（植木弘行君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、保健福祉部長から発言があります。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど、齋藤議員の質疑に対しまして答弁を保留させていただきました生きがいサロンの推進事業の関係の一覧の関係ですが、議会事務局を通じまして後ほど配付をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、市政運営方針から1点と、予算執行計画書のほうから3点ほど質疑いたします。

市政方針のほうでございますが、12ページ、ともに“にない”“たずさえ”あう協働のまちづくりにつきましては、自治会や車座談義などの地域組織や、平成21年度から設立の認証などの権限が移譲されるNPO法人などとの連携を図り、市民との協働によるまちづくりを推進してまいりますということでございますが、これについて詳しく説明を願いたいと思います。

次に、予算執行計画書のほうでございますが、18ページ、17款の寄附金であります、その1項3目衛生費寄附金、この寄附金が1億1,600万円ほどありますが、この寄附金についてご説明をお願いしたいと思います。

もう一点が、57ページでございます。民生費の3項第2目扶助費のほうで、生活保護費が10億円ということで予算計上になっておりますが、これについての算定根拠についてお願いしたいと思います。

あと最後の項目になりますが、71ページ、農林水産費の1項5目畜産費でございますが、この中の251事業、畜産担い手育成総合整備事業、こちらについて詳しく説明をお願いします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 市政運営方針の中の関係ですけれども、市民との協働によるまちづくりを市長がメインテーマと掲げて、これから市政を推進していくと、そういう中で、行政と協働していくパートナーとしての基礎的な点といいますか、基本的団体でありますところの自治会はもちろんですし、そういう中で車座談義というのも地域の中にあると。それから来年度、ことし4月から今まで県のほうに認可の権限がありましたNPOの関係の事務が那須塩原市のほうに移譲されるということで、市のほうでこういったNPO法人等の認証事務等々をやっていくと、こういうことで、さらに近い距離になりますので、こういった団体と特に連携を図ってまちづくりを進めていくと、こういうことでの趣旨でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私のほうからは、衛生費寄附金の関係でご説明を申し上げます。

執行計画の方の上側の欄になりますが、第2期ごみ処理施設周辺整備事業ということで1億円計上になっております。これにつきましては、ご存じのように、第2期施設の周辺の地区の周辺整備を行っておりますが、該当させるのは、湯宮、鴨内地区の水道排水管の布設工事、これにつきまして1億円を充当したいということで、歳入に見ております。

あと、下側のほうにあります1,605万1,000円のほうでございますが、これは例年計上させていただいておまして、産廃施設の周辺地元に運営費と監視の人員費相当分の補助金といいますか、交付をしておりますが、県からいただいてそっくりトンネルという形になりますが、そっくり地元へ交付するというので4カ所、1カ所当たり401

万2,800円掛ける4という数字になってございます。両方合わせて、このトータルの数字になります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 畜産業費の畜産担い手育成総合整備事業についてお答えします。

これにつきましては、県の農業公社が事業主体で実施するものでありまして、それにかかわる農家は10戸ということで、その主な事業内容といたしましては、飼料畑の造成整備が16.6ha、畜舎関係の整備が3棟、それから飼料等の貯蔵施設が3棟ということで、自給飼料の向上並びに経営の安定化を図るために行う事業でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 生活保護費の扶助費の関係の質疑にお答えいたします。

来年度10億円ということで、今年度も10億円だったんですが、中身につきまして申し上げますと、一番大きなものが医療扶助というものがありまして、医療扶助が約5億4,000万円、それから生活扶助が約3億円でございます。その他が住宅扶助で1億円ほど、その他、細かいのがありますが、大きいところだと、今の医療扶助が約半分を占めているということでございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） まず、市政方針のほうでございますが、まさに協働のまちづくりというのは、こういう市にとって一番大切なものだと私は思っております。そういう意味では、ぜひこれは進めていただきたいということでお願い申し上げたいと思います。

寄附のほうの関係でございますが、寄附金というのはどちらから来ているのでしょうか。これが

1点ですね。

あと、生活保護費の算定根拠でございますが、10億円というような形の中で、100年に一度の経済不況という中で、やはり生活保護が私はちょっとふえるのかなという感覚でお聞きしたんですが、もう一度、ちょっと確認させてください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

財団法人栃木県環境保全公社、県の外郭団体というふうな適用になりますが、そこから寄附を受けるものでございます。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 生活保護の扶助費がふえるのではないかとのご質問でございますが、全国的に特に大きな製造業のあるところはそういう傾向がかなり強いということで、先日、新聞等にも報道されておりました。

那須塩原市の場合に、まだそこまでは今のところはいっておりません。ただ相談件数が若干ふえてきているということでありますので、今のところ、生活保護がかなり急激にふえているという状況にはございません。

ただ、この予算を認めていただいて執行していった中で、今後そういったこの件数等がふえてくれば、また補正のほうをお願いするようになるかと思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 生活保護の関係の今の保護費でございますが、今年度の見込みがもしわかればお願いをしておきます。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今年度、10億円の扶助費を予算計上しておりますけれども、その予算内におさまるというふうな見込みをしております。

す。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ではまず、市長の市政運営方針のところで、廃棄物処理法の改正が必要だということで、先ほど、産業廃棄物対策の強化のところ、午前中そういうようなご答弁があって、そして既存の施設は県との連携で監視をするということが代表質問のところでありましたけれども、その中で、県との連携で監視を強めるということのときに、実際に既存の施設での今まで改善命令を出されたところとかありますけれども、市が直接立ち入ることへの強化というのは可能なんではないでしょうか。やっぱり県に一々話をして、それで県に言ってもらわなきゃならないというふうになるのでしょうか。それを一つ聞かせてください。

そして次に、これは国のほうの予算編成に当たっての留意とか基本的な考え方が示されている中で、やっぱり雇用情勢がとても厳しいところで、地域雇用創出推進費の需要額を試算して、そして平成21年度予算の編成に資するよということに来ていたと思うんですけども、那須塩原市としての試算額が国から示されたのが、需要額を試算した試算額が2億5,900万円というふうに表示しておりますけれども、実際にこれは地方交付税として入ってくるんだと思うんですけども、どのような金額が入ってくることになるのか、今回、議案資料の29ページのところの一般会計の予算説明のところで、平成21年度に向けて切れ目なく迅速な経済対策、雇用対策を実施していく考えであるということで、それに該当するのが、この国からの地域雇用創出推進費なんだというふうに思うんですけども、これを予算の中にどういうふうに反映したのか、もう国の考え方というのは示されておりますので、生活給付金なんかと同じように、早く予算のところには何らかの形で反映できる

よということ、財政課長内簡なんかでも示してきているんだと思います。

どのように考えているのかを、どこのところがそれに当たるのかがちょっと明快にわかりませんので、聞かせてください。

それと、やはり国のほうで示した消費者行政について、消費者行政推進基本計画というものを平成20年度、6月27日に閣議決定されています。そして、平成20年度で第2次補正予算で地方行政活性化基金の創設とあわせて消費生活相談員の処遇改善とか適切な配置を可能にするように、地方交付税措置を拡大するというふうにありますけれども、当市の消費者行政のところを見たときに、そういうようなものが反映されているようにはちょっと思えないんですけども、その点、どのようになさっているのかもあわせて聞かせてください。

それと、県のほうでは基金をつくったりしていかなければならないのでしょうか。市町村プログラムで、消費者行政活性化の方針とか、計画期間中の策定も政策目標相談員処遇改善の取り組み等を3年間の計画を立てなさいということで行われているので、実際にそれにかかる費用というものは見込んでいるのか、3年以内にしなさいと言っているの、消費者行政の取り組みなども書いてはあるんですけども、市政運営方針のところちょっとは触れているんですけども、実際にそれをなされて、今回の予算のところ反映するようなものがどこかに盛り込まれているのかどうかを聞かせてください。

あと、細かい部分のところ、議案資料のページで言いますと、まず34ページのところで、国庫補助金のところで、地域介護・福祉空間整備等交付金ということで831万6,000円が今回計上され、前年度からすると、これは小規模多機能だと思んですけども、前年度、平成20年度は2施設、小

規模多機能を計画していて、2施設とも施設を運営するというのが手を挙げてくれなかったのが未執行だったと思うんですけども、今年度、これはきっと1施設分だと思うんですけども、平成20年度と同じ轍を踏まないような方策を何か考えているのかどうかを聞かせてください。

あと、37ページのところで、先ほど質疑の中でありました当初予算説明で、私たちのまちづくりの作成というところで200万円の計上が、パンフレットで今回の予算概要を写真などをつけてわかりやすくしたものということで説明があったわけですけども、これはいつぐらいまでにするのか、こういうものを発行しているところで一番有名なのはニセコだったと思うんですけども、ニセコのとてもわかりやすいのを最初に、逢坂さんが町長さんだったときにつくられたものを見てきたことがあるんですけども、ああいうようなものをイメージしてしまってもいいのでしょうか。それともそこまでいなくて、ただ概要版、簡単なものというだけなんではないのでしょうか。そこの違いをちょっと聞かせてください。

それと、38ページのところで、先ほどやはり質疑の中で、子育て助成事業での紙おむつ使用世帯への市指定ごみ袋の支給ということで、2歳未満児ということの説明がありましたけれども、私もこのところで、2歳未満児というのが、齋藤議員がトイレトレーニングは2歳未満では終わらない、ただご答弁が一部助成の考え方だということで、トイレトレーニングが済むようなころとイコールでないというお考えなのかもしれませんけれども、支援が必要な障害児などに対しての部分のところも先ほどあわせて答えられていまして、日常生活用具給付を2歳児からできないかというふうにお答えになっていましたけれども、先ほど、齋藤議員が質疑していたときの挙げられていた障

害児というのは、どちらかというとなりて不自由児ではなく、支援が必要な障害者、知的障害とか、そういう部分のところだと思うんですけども、部長のほうで答弁されていたのは身体障害者のものではないかなということで、実際に今回も、紙おむつの支給対象者への市の指定ごみ袋の支給というのは、身体障害者在宅福祉事業をして行われているんですね。身体障害者と知的障害者のところの部分のところ、知的障害者に対してのものも2歳児から検討ができるというふうに解釈してしまってもよろしいのでしょうか。

それと、高齢者に対しては自立対策生活支援事業の生活支援で行うということで、在宅の要介護高齢者ということで、紙おむつ給付券交付者へのごみ袋の支給というふうになってはいますが、この在宅要介護高齢者という部分のところはどういう方を言うのか、具体的にここで説明をしていただけないのでしょうか。

それと、39ページのところで、先ほどやはりごみ収集のところ、今までは随契でやっていたものを指名競争入札で行うことになったので、一般廃棄物の収集運搬業務が経費が節減されるようにご答弁だったんですけども、実際にどういう部分が削減されそうかどうかという金額になってきているのかを聞かせてください。

それと、40ページの労働費のところ、ここに雇用に関するようなものが何もあらわれてはいないんですけども、何か来年度に向けての雇用対策的なものを、ここに書いてあるもの以外で、地域雇用創出推進費を使って何か行うということが、ここにこれから入ってくる予定になるのかどうかを、やはり聞かせてください。

それと46ページのところで、その他の経費のところ、那須塩原クリーンセンターの管理運転等委託がここに委託料として入ってきている、これ

は新しく運転することだと思わすけれども、それが黒磯、西那須野、塩原の清掃センターの管理運転委託等と、あと、一番下のところに書いてある広域のごみ処理施設負担事業のところの減額、この辺のところ、新たに那須塩原市で運転業務をすることになるんですけれども、広域でやったものと、今回単独で那須塩原市でやることになったことで、経費的な違いというものがここで起きてくることになったのか、それとも、ただ運転を那須塩原市だけがやるということになっているのか、そこの違いを聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） それでは、まず最初に、予算説明書をいつごろ発行するのかという部分ですが、5月を目標にできるだけ早くつくりたいというふうに思っています。

それから、内容はという部分があったんですが、私は今、例に挙げたものについて承知していませんが、今回つくるものについては、先ほども関谷議員にお答えしましたとおり、予算の資料、予算の概要というのがある、そこの各柱立ての主要事業のページがありますが、そのページの中の主なものをわかりやすく紹介する、それから予算全体の概要をわかりやすく紹介する、それからもう一つは、前年度の決算の中で財政指標を公表する話があったと思いますが、そういう部分についても触れて解説をしたいというふうなもので、全体として十四、五ページをイメージしています。

それから、消費者行政にかかわる予算措置あるいは歳入の財源措置はというふうな質問がありましたけれども、消費者行政の充実ということで、国は平成21年度全体で180億円というふうな枠組みを出しておりますが、最終的にこの消費者行政の充実の180億円は、一般的な交付税の中に溶け込んでしまうということで、基準財政需要額の積

算根拠に挙げましたという、それで180億円ふやしますということです、最終的にその財源を特定目的財源として使うということではありませんので、交付税の中で溶け込んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

それからもう一点、地域雇用促進の2億5,000万円というお話があったんですが、これは2億4,900万円の間違いかなどと思って、これはこの件に関しましては、3月補正予算で、8億9,000万円の事業費で予算を組んで、そして相当の部分を繰り越して、13カ月予算として組みましたというふうなお話を申し上げたと思うんですが、学校の耐震の一部とか、道路の改修をするとか、あるいは市営住宅を改修するとか、そういうふうなものに使いますというふうなものということで、ご説明を申し上げました。

早乙女議員が質問している2億5,000万円程度のお話とその件でしたら、3月補正予算ですべて予算をつけているということでありませう。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 何点かご質問がありましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

議案資料の38ページの中の地域介護・福祉空間整備事業について、まずお答えをしたいと思います。

これは、平成20年度までの小規模多機能居宅介護施設の整備で、平成20年度にもあったわけですが、平成21年度の予算につきましてはそれではなくて、グループホームに対しましてスプリンクラーの設置をする補助ということでございます。これは消防法の改正によりまして、275㎡から1,000㎡までのいわゆる小規模施設にもスプリンクラーの設置義務が、平成23年度末までにということで義務づけられたものですから、それに伴いまして、

平成21年度は2カ所を設置をしていくというものでございます。

それから、紙おむつの関係で、先ほど齋藤議員の質疑の中での知的障害者の部分はどうするのかということだと思いますが、それらにつきましては、ちょっと研究をさせていただきたいと思えます。

それから、高齢者の紙おむつの給付の条件といえますか、変えたところということかと思うんですが、この4月から、今まで常時寝たきりの方で6カ月以上たった方ということで、紙おむつの支給をしていたわけですが、そこの部分の6カ月という期間の要件を撤廃いたしまして、常時おむつを使用している寝たきりの、または認知症高齢者の方ということで明確にするというのと、それから現在申請書の中に確認をしている条項がありまして、それは日常生活の自立度の関係、寝たきりの関係のほうと認知症の高齢者の関係、そこのところを明確にしていきたいと。

日常生活自立度の寝たきりの関係ですとC以上、それから認知症高齢者の場合には3A、3B、4それからMと、そこの方を対象に交付をします。これは今までも同じでございます。

それからもう一点、1カ月につき5,000円の紙おむつ給付券というのを交付しているわけですが、それは1枚だったんですが、使い勝手をよくしようということで、金額は同じなんですが、1,000円券を5枚にするということで、5,000円は同じなんですが、5,000円券ではなくて1,000円券にするところが改正になります。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 私のほうは4点あったと思えますが、消費者行政につきましては総務部長のほうから一部答えてありますが、一部当

方の部分の考え方についてもお答えしたいと思います。

まず、1点目にありました産業廃棄物の監視強化関係の立ち入りの件ですが、廃棄物行政の許認可権は県にありますので、本来、県しか立ち入り権限はありませんが、手法として、県の併任辞令みたいな形で、併任職員ということで辞令を受けまして、それに基づきまして立入調査権を付与されまして、立ち入りをさせていただきます。ちなみに、産業廃棄物を担当している担当者、課長等がその権限を持っているということで、独自に我々のほうも当然、立入調査をできることになっています。

ただ、監督指導の具体的なところに入った場合、あとは最後処分に結びついたりする場合もありますので、それは当然、発見等をした場合は、県のほうへ速やかに連絡して連携をしていくということで、単独では重大犯の対処というのはやってございません。

それから、2番目に出てきた消費者行政関係につきましては、財源関係は総務部長のほうのお話がありましたが、国のほうの大きな方針で、改善計画といいますか、これからの消費者行政をどうするんだということで、非常に大きな問題になってきて、消費者庁の話も出てきました。

ただ、ここへ来て、焦点がぼけてきて、話がまだなかなか前へ進んでいないという状況がありまして、当方でもそれらがはっきりしないと、予算を組んでどうこうしていくということとはできない関係上、当初予算では、そのような関係の予算はございませんけれども、ある予算の中でそういう工夫をして、我々としては改善をするということで、4月から人員の強化、それをしていきたいというふうに思っております。

3番目のごみ収集関係の委託料の減額についての、どんなことになったのかというご質問だと思

いますが、基本的には今まで随契で来たというところを指名競争入札にしたということで、競争原理が働いて安価にできたという点が、まず大前提にあるかと思えますけれども、やはり収集地域から今度は施設に持ち込むという経路等が大分変わってきますので、我々としては、再度正式な設計をやっていこうということで設計をやりました。

ただ、全国的な標準設計がないと見えて、我々がこういう競争入札をやったということの情報が他市町村等へ県外も含めて伝わりまして、いろいろ紹介しているぐらい、何か標準的なものはないらしいようでございます。

そこへどうやってやったかという、担当者がごみステーションを移動する時間等を実地ではかったり、あとはこういう規制緩和の時代であるので、車について何台確保して、それは我々のため以外は使うんじゃないというようなやり方ではなくて、当然、市のごみ収集をするときは市のごみ収集をやっているという大きなステッカーをつけていただくこととなりますが、あいている時間は、民間の努力としてほかの事業を入れてもいいですよという形の中で動いておりますので、そういう効率も当然あるかと思えます。

今まで抑えておいて寝かせておくという形、半日で終わってしまった場合は、午後は使わないかという形であったと思えますけれども、そういう効率性、それから当然、民間でございまして、我々がやるよりももっと効率に動くということも計算をして、我々の設計より安い値段で入札していただいたのかなということで感謝をしているところでございます。

それから、センターの運行につきましてのご質問がありました。指摘をいただいたページについては、これは建設事業ですので当然減っておりますが、新しく我々単独でやることにつきまして、

基本的には包括委託が中心を占めますけれども、それにつきましては、広域のほうでも当然その方向で考えておりましたし、我々はそれを引き継いだという形に今回なっておりますので、大きなでこぼこはないということで、明快に数字を比べてどうのこうのというのは言えませんが、概観して変化はない、形勢的には変化はないというふうに認識をしております。

以上でご質問のあった件はすべて答えたと思いますが、もし漏れておりましたら、大変申しわけありませんが、再度お願いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 労働費の中で、地域雇用の予算が抜けているのではないかという質疑でございましたが、昨日、会派代表質問の金子議員にお答えいたしましたとおり、今のほうでやっと決まった段階であるということでございまして、決まりまして、本市から要望しましたものが認められたということになりまして、県のほうから内示が来ましたら補正予算で対応したい、このように考えてございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほど、総務部長が答えられたのは、地域活性化生活対策実施臨時交付金を13カ月の予算でという部分のところはそれで、それではなく、それは今年度限りということなので、私が聞きましたのは、地域雇用創出推進費、2年間の部分のところ、先ほど需要額を試算して、もちろん地方交付税に算入されてしまうので、幾らということではないというのはわかるわけなんですけれども、需要額を試算すると2億5,900万円というのが資料として添付されていて、平成21年度、22年度限りの措置であるということだから、2年間こういうような措置がされるという部分のところの考え方を国は示したんですけれども、

全額を一たん基金に積み立てて使用することなどにより、その使い方が住民に明らかになるような取り組みを行うことが望ましいという断り書きが書いてあるんですね。

それで補正で組まれた部分のところは、地域住民に明らかになるような取り組みを行うように、一たん基金とすることもできたんですけども、それをしないで、前倒して緊急性のあるものに使っていったということになりますので、今回のこれについては全然検討はまだされていない、算入するよということによって需要額を算定しただけですので、実際にはそのことについての考え方は検討していないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 議員のご指摘のとおりです。その向きの施策についてはまだ検討しておりませんので、全体として、労働部門と相談しながら構築をしていく形になると思います。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） あと1点だけ。消費者行政の中で、消費者行政推進基本計画を立ててということ国は言っていて、実際に市町村にも消費者行政活性化の方針を立てて市町村プログラムを立てなさいということで、計画期間は3年度というふうに述べられていますけれども、それへの取り組みが今年度スタートするというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

担当者レベルでは、話が幾らか県を通して伝わってきていると思いますけれども、具体的に我々としてどのように取り組んでいくか、まだ決まっておきませんので、その計画について、云々について、まだ部内の議論さえまだちょっとないレベ

ルの状況であります。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木紀君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

初めに、一般会計予算執行計画書の78ページ、2項1目の鳥獣保護管理事業、501事業の中で、多分新規事業だと思うんですが、電気柵設置事業費200万円が計上されていますけれども、この内容をお聞かせください。

それと85ページ、塩原温泉湯っ歩の里管理事業の中で、報酬として非常勤特別職が258万円ということなんですけれども、去年は副館長という項目で216万円が計上されたと思うのですが、この内訳を教えてくださいと思います。

以上、2点です。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 鳥獣管理の中の電気柵関係でございますが、これにつきましては、特に被害の多い高林地域、これについて、約1haほどの電気柵を実施したい。箇所についてはまだ希望が出ているところがございますので、1カ所にするか2カ所にするかということは、今後それぞれの希望者との関係でございますので、それらの要望等も聞いた上で実施していきたい、こういうふうに考えております。

それから、湯っ歩の里につきましては、議員ご指摘のとおり、副所長に対する報酬ということで、実際にやってみて、やっぱり休日出勤であるとかいろいろ、実際に当初考えていたものよりも臨時的に出なければならぬというものが多いものですから、そのような形で、昨年度よりはふえているというのが実態でございます。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番(鈴木 紀君) 電気柵のほうなんですけれども、被害は結構あると思うんですが、その年、年によるのかもしれないですけども、来年度ということも考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長(植木弘行君) 産業観光部長。

○産業観光部長(二ノ宮栄治君) 来年度以降も考えているのかということですが、これらにつきましては、ことし実施して、それらの効果というものを考慮した上で、また新たに保護管理計画というものを立てておりますので、国庫の補助の対象にもなってくることとなりますので、それらも考慮した中で検討していきたいと。

それから先ほどの湯っ歩の里でございますが、ちょっと間違えまして申しわけございません。報酬は月額定額ということでございますので、夏期手当、冬期手当について、本年度で3年目になるということで、それらがふえているということでございます。

以上です。

○議長(植木弘行君) ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長(植木弘行君) ほかにないようですので、市政運営方針及び議案第14号 一般会計予算の2議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(植木弘行君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第15号～議案第24号の
質疑

○議長(植木弘行君) 次に、日程第3、議案第15号から議案第24号までの特別会計予算10議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番(早乙女順子君) 議案第19号 下水道事業特別会計についてですけども、議案資料の54ページのところに、新たに生活排水処理構想の見直し等、下水道全体計画の見直しのための費用を計上するというふうに、ここに書いてありますけれども、この2つの見直しというのは具体的にどのようなものを見直して、そしていつまでにこの見直し作業をするという、この年度だけですべての見直し作業をするということなのか、その内容と見直しに取り組む期間を聞かせてください。

○議長(植木弘行君) 上下水道部長。

○上下水道部長(江連 彰君) 生活排水処理構想の見直しでございますけれども、構想につきましては、平成21年度単年度で予定をしております。その内容につきましては、昨日の会派代表質問、松原議員にお答えをいたしましたけれども、要するに公共下水道、農業集落排水施設、それから合併処理浄化槽というようなことで、今、市域の下水道の普及を図っているところでございますけれども、それらについて、平成15年に県が策定した生活排水処理構想につきまして、社会状況等の変化から、現在大きく計画に乖離が見られるということでございますので、それらを見直す、既設につくってある、整備が済んでいる区域は別として、それ以外については見直しをして、新たな計画で下水道事業を進めていくというような内容でございます。

○議長(植木弘行君) ほかに。

12番、早乙女順子君。

○12番(早乙女順子君) この中で、料金の見直

しなどというものも入ってくるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 生活排水処理構想の見直しの中では入ってきません。あくまでも整備の手法について構想を策定するということがございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この下水道全体計画の見直しという部分のところと、生活排水処理構想の見直しというものは、ここに書いてある説明だけではよくわからないんですけれども、違うものなんですか。先ほど両方、どういう違いがあるのか、その内容を聞かせてほしかったんで聞いたんですけれども、同じものだということなんですか。

それと、料金の見直しというのは、どこかで下水道事業の中では見直しというのは考えていないものですか。考えているなら、いつ見直そうとするのか、その年度を聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 生活排水処理構想については、要するに整備の手法を策定することです。それに下水道全体計画につきましても、平成22年度の中で、認可の変更予定をしておりますので、公共下水道の全体計画、区域も含めて見直しをしていくということです。

それから料金等につきましては、昨日配布されました広報等にも出ておりますけれども、来年度より下水道審議会を立ち上げたいというふうを考えております。そういった中で、まずは市の下水道事業の状況、あるいは整備等について審議をしていただいて、そういったものは生活排水処理構想の中に反映をしながら策定をしていく、最終的には料金の見直しというようなことも出てくるこ

とも考えられます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 議案第15号 国民健康保険特別会計について、1点だけ質問いたします。

議案の資料の48ページのところの一番最後に、平成21年度当初予算は、収納率の向上を最大の目標としというふうに書いてあります。今年度から国保税に関しても収納課のほうで集めるというふうに変わっています。それで、まだことは決算は出ていないのですが、この収納率の向上を最大の目標としという、その内容について、どのようにして収納率を向上していくのかということ、今年度の決算が出ない状況ではありますけれども、今までの状況と、それから来年度どうするのかについて説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 今年度の国保の歳入につきましては、一言で言えば、前年度より悪いというふうな傾向が出てしまっています。前年度から国保のほうもコンビニ収納を行ったり、それから収納課のほうに事務を移管して、いろんな滞納者の中には国保税も一緒に滞納している例が多いものですから、一緒に国保税を徴収して、今までよりは倍の人数で国保の収納事務に当たろうということで努力をしてみいました。

結果なんですけど、国保の歳入は非常に悪いというような状況になっております。特に、現年度分については若干落ちなんですけれども、滞納分については苦戦をしている状況です。滞納分が今年度、要するに平成20年度ベースでいきますと、国民健康保険のうち、ざっと45億円とかというお金が現年度分ですが、滞納分が25億円とかというふうな数字になっているんですね。ですから、この25億円の滞納のほうの収納が悪ければ、現年

度分を幾ら頑張ったって収納率が落ちてしまうというふうな傾向が顕著になってきています。

ですから、もちろん、現年度分の滞納率を上げない、払ってくださる人を減らさないという努力をやっているんですけども、いかんせん滞納額の絶対額がふえている中で、調査をしていてもなかなか手が回らない。現実、ことしは1万9,000世帯がざっと国保の世帯なんですけど、7,000世帯が滞納をしているという現況にあります。

7,000世帯ですから、20人の職員が毎日当たっても、1人35世帯を当たっていかなくてはならないというのは、国保だけでもそういう状況に入ってきてしまっています。ですから、相当苦戦を強いられているということでもあります。なお一層、収税課の職員の一人一人の力量をアップしながら国保税の収納に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 現実が非常に厳しいということは予想していたんですが、今1万9,000のうち7,000世帯が払っていないというようなことで、びっくりしました。

それで、ここにさらっと収納率の向上を最大の目標としというふうに書いてあるんですが、今の現実のお話を聞きますと、収税課が、20人の収税の係の人たちがどんなに頑張っても、収納率が上がるということは見込めないような気がします。そして来年度ますます、今の雇用の状況でいくと、国保に入る人はふえる見込みだと思うんですね。そのときに、こういうふう努力をしようと、書くことは簡単だと思うんですが、もっと違う何か対策とか、収税課の人だけではなく、何か特別にするとか、そういう方策を考えているということはないんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 税にかかわる職員は地方公務員法の守秘義務プラス地方税法の守秘義務を課せられるわけです。ですから、税制上、市職員だれでも収税に当たれるという体制にはないんですよ。そういうこともあって、市としては、最大限、徴収体制の強化といったところには努めてもらっていることになります。

それから、前の議会で議論になったところなんですけど、不納欠損の話なんですけれども、収税職員の成果というのは、お金をもらう人からもらうというのが第一の仕事なんですけど、もう一つ、後ろで、この人は払えません、担税力がありませんという調査結果が出るのも成果なんですよ。

ですから、そういう意味で、実はよく調べてみると、外国人の労働者が国保税をいっぱいためて、もう国へ帰ってしまったと、そういうものもわかるわけです。那須塩原市で国保税をいっぱいためて、ほかの町へ移り、追跡していったらいつの間にかわからなくなってしまうという人もいます。それからもう亡くなってしまった人に課税が残っていたりしているわけです。

つまりそういうふう徴収できないお金を、これも成果ですから、あえて不納欠損にして、そして荷物を軽くするというふうな作業もしていかないと、実態としての収納率が上がらないというふうなところまで来ているなというふうに思っております。ですから、そういう点でも、思い切って取れないお金は落とすという発想も必要ではないかというふうに思っています。実態以上に収納率が悪くなっているという結果になると思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今のお話ですと、ことしの予算の中に入っているこの滞納繰越分というのは、今部長おっしゃったようなことは入っていない分だというふうに理解してよろしいんですか。

その辺のところ、やはりとても大切なところで、ずっと残っていく部分が入っていくと、いつまでたっても収納率が悪いということにもなると思うんですけども、その辺の現実のところをきちっと、今のお話は、やっていないから、これからそうやりたいというふうなお話だということによろしいんですか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 国保税に組まれている滞納繰越の部分のお金というのは、実際に入ってくるだろうお金を積算して入れてあります。ですから、今私がお話したのは、その前のお金ですね。要するに、25億円掛ける収納率20%で5億円という数字が出てくるわけです。予算のほうには5億円なら5億円という結論のほうを書いてありますので、その議論がちょっとずれてしまって申しわけないんですが、私のほうは滞納繰越額のほうのお話でした。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 議案資料52ページの平成21年度介護保険特別会計です。

下のほうに行きまして、要介護認定に要する費用というのが出ていますが、この要介護認定というのは新しい認定制度と、今まで議会の中で新しいが出ていないのでよくわかりませんと答えられてきたものなのか。あわせて、現在の入居待機者数がどのぐらいいるのか、これを聞かせていただきたい。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 要介護認定にかかわる経費という話でございますが、今までもずっとかかっておりますが、来年度から、1次調査のときの項目が若干減るということでいきますけれども、基本的な調査員の方々、あるいは審査員の

方々の経費というのは同じでございますので、同じ経費になっております。

それから、特別養護老人ホームへの待機者ということかと思いますが、ちょっと今、手持ちの資料を持っておりませんので、後ほど答弁したいと思います。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、議案第15号から議案第24号までの特別会計予算10議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、保健福祉部長から発言があります。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど、高久議員からの質疑で、答弁を保留させていただきました特別養護老人ホームの待機者数であります、156人でございます。

—————◇—————

◎議案第25号の質疑

○議長（植木弘行君） 次に、日程第4、議案第25号 那須塩原市水道事業会計予算を議題といたし

ます。

以上に対し、質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 水道事業会計の予算説明資料の63ページのところで、ここに、引き続き老朽施設の計画的な更新とか排水施設の整備ということで行われるということで、建設改良事業とかの費用が書いてありますけれども、この老朽管更新から施設整備などの事業に対してのものとなる計画というのは、何に基づいて行うものなのか聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 水道事業基本計画に基づいて実施をしております。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） その計画は、昨年度末できた計画というふうに認識してよろしいでしょうか。それでそのときには、計画の中には料金の改定なども盛り込まれていたわけなんですけれども、計画の中での新料金のスタートと、実際には新料金をそこでは確定しなかったし、今年度も確定はしていなかったの、料金は今までどおり、合併前の3市町の旧料金のままの料金で計画を進めていくという考え方なのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 水道事業基本計画については、平成19年度末に計画を策定をしたものでございます。

それから、料金につきましては、今年度はまず3上水、7簡水の統合を先行して、平成21年度以降の中で新料金を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ということは、平成20年度以降に新料金は考えていきたいということで

したら、今年度からそれを行っていくわけですか。平成21年度以降ですから、平成22年度でも平成23年度でもいいわけなんですけれども、その辺と、基本計画の中での見込まれる収入というものの違いは出てはこないわけなんですか。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） あくまでも平成21年度については従来の料金体系でいきますけれども、新たな料金を算定するに当たっては、水道事業基本計画に基づきまして、総括原価の算出については平成19年度から平成28年度までの計画期間の原価を考慮して算定していきたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、議案第25号 事業会計予算に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第26号～議案第28号の

質疑

○議長（植木弘行君） 次に、日程第5、議案第26号から議案第28号までの条例制定3議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 議案第27号 那須塩原市塩原温泉交流広場条例の制定について、1点だけお伺いをいたします。

この広場につきましては、もう各種イベント等

が開催されており、広場そのものはもう使用されておりますが、条例の制定が今になった理由について、なぜ今になったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 交流広場関係につきましては、今回の条例に示してありますとおり、施設は広場と交流室と2つにより構成されているものでございます。このうち、交流室につきましては今年度事業ということで、それらができ上がるまでは、あのままオープンさせないということもちょっと不合理なものですから、仮オープンという形でオープンして、今回、交流室がすべて整備されたことに伴いまして条例を制定するものでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 通常ですと、施設等が整備される前に条例というものが制定されているかと思うんですが、整備されたらすぐに使えるような形で条例の制定というものがされているのかと思うんですが、終わってからの制定というのは、何かそのほかに特殊な理由があるんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 特別の意味はございませんので、できるのに合わせて条例を制定しているということでございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 最後なんで、できるのに合わせてではなくて、もう既に交流広場とそれから研修室ですか、これについてはもうできていると思いますので、通常でいけば、それは前に制定じゃないかということでお聞きしているんですが、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 先ほども申し上げましたとおり、それらを全部完了するのに合わせた中で、条例もあわせて制定しているというようなことでございます。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 続けて、議案第27号 那須塩原市塩原温泉交流広場条例についてお伺いします。

まず、11条の管理に関するところで、若干関連した質問にはなってしまうんですが、指定管理者という部分も含めて、管理体制、管理時間について伺います。

また、7条のところの禁止行為のところの2項ですね、当該行為の中止、退去等があるわけですが、これらも含めて、10条のところの損害賠償の義務というところと関連いたしまして、いろいろな形が想定されると思うんですが、損害賠償については、破損あるいは滅失というところへの損害賠償ということで、なかなか想定はしづらいことかと思うんですが、実費弁償的なものが発生したときの、罰則とまではいかずとも、その辺の解釈についてはどのようになっていますでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 1つ目の指定管理でございますが、あの施設は、先ほどの答弁の中にもありました、本来自由に皆さんが使っているという施設でございまして、使用方法が特定されているということであれば、前もって条例を制定してこのように使いなさいということになるんですが、原則自由に使っていていいですよ。料金もちろん無料という考えの中で、ただしその中であっても最低限やっただめな行為というものを定めておきませんと、自由だから何やってもいい

んだ、それからあそこで営業しても商売やってもみんないいんだということになると、秩序が保てませんので、それらの最低限のことを想定した上で、特に損害賠償等につきましては、どのようなものが具体的に起きるかというのは、今考えられる中で制定したということをごさいます、実際どのようなもので、極端なことを言いますと、第三者、違う人が借りている方にご迷惑をおかけして、結果的に損害を受けてしまったというような場合も想定されます。実際にあその部分を壊したとか、そういうものでの損害と、いろいろ想定されるものがございます。

そのようなことも含めまして、指定管理者に行わせることができるという条文が入っておりますが、ただ、まだ始まったばかりで、どのような使われ方をするのか、またどのような使われ方をすると地域の方にとって困るのか、便利なのか、そのようなことも含めまして、当分の間は市のほうで直接管理を行いたいということをごさいます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 大体わかりました。

多目的でありますし、特定されない方々、不特定多数の方々が利用できるということで、この禁止行為の中にも、自動車の継続した駐車というものも禁止行為として挙がっているわけですが、以前、西那須地区のあたご駐車場などでは、継続駐車というよりも放置車両として、廃棄車両ですね、そういうものが長年放置されていたわけですが、そちらの処分等も法の範疇の中でということで、いろいろと縛りがあったりというようなこともあったと思います。

もちろん所有者がはっきりしていて、退去命令等々出して、それに従っていただければいいわけですが、そうしたことも現実にはあ

ったりというようなこともあるわけでありまして、その辺も網羅した解釈ができるような条例というような形ではどのように解釈していますでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） ただいまの放置自動車等につきましては、実際は行政代執行法という法律にのっとってやらなければならないということもございまして、この条例において、それらを撤去することができるかどうかという、条例を立法する段階では検討はいたしました、このようにすれば撤去できるという形のもの具体的にはっきりしなかったということもございまして、このような禁止行為、それから制限行為というもので制定したものでございまして。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 検討されてということで、代替というか他の法律、条例を使ってそうした行為にも対応していくと。またその費用に関しても、請求できる場合は請求できるという解釈でよろしいわけですね。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） そのとおりでございます。

○議長（植木弘行君） ほかにございせんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、議案第26号から議案第28号までの条例制定3議案に対する質疑を終了することで異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第29号～議案第40号の

質疑

○議長（植木弘行君） 次に、日程第6、議案第29号から議案第40号までの条例改廃12議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） それでは、2議案ほど質疑をいたします。

まず、議案第34号 那須塩原市塩原B&G海洋センターの条例の一部改正についてと、議案第37号のもの語り館と温泉家族旅行村の2件であります。

まず、議案第34号ですけれども、この条文中的いわゆる祝日に関する法律、この中で、昭和32年の法律から23年の法律に変えてきた理由ですね。この前後がわかりませんので、その辺も含めてお伺いをしたいと思います。

それから、議案第37号でありますけれども、一応もの語り館の件でありますけれども、今回、料金の値上げということがっておりますので、2割程度上がっておりますので、これはどのように値上げに踏み切られるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 議案第34号の条例の一部改正の中でありますけれども、別表第1プールの項中「及び国民の祝日に関する法律（昭和32年法律第178号）」ということであります。

結論から申し上げますと、昭和23年法律第178号が正しい条文であります。といいますのは、現行の別表の例規集が、もともとミスで間違っておったと、こういうことありますので、この際、23年に訂正させていただくということで条文が入

っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） もの語り館につきましては、今まで3時間まで研修室は1,000円ということで、それを超える場合2,000円ということであったものが、今回1,200円、2,400円ということ、それからもう一つは、レストラン部分について、今まで取っていなかったものにつきまして、これにつきましては、電気料、水道料の実費と売り上げの3%を使用料としていただくということで、実際にこの研修室そのものは、あいてるときについてはレストランのお客等に利用される場合もあるというようなこともございまして、実際の利用の実態に合わせた中で、2割ほど上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 議案第34号に関しては間違っていたので、この現行に改めるということありますので、その辺の説明もしっかり加えていただかないと、私のほうが間違ってお聞きしたような形になりますので、その辺のところをきちっと説明をしておいていただきたいと思います。これはこれで結構です。

次の議案第37号でありますけれども、レストランのお客様が団体として使用しているということありますので、これは2割程度上げると。一番最後の6時間以上、この部分が現行どおりになってきてしまっていると。1時間オーバーに対して500円、この辺のところもやはり1時間オーバーするに当たって2割程度上げなかったのかということもございしますが、その辺のところの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） これにつきましては、6時間までについてはこういうことですが、これ以上の利用実態というのは、実際にほとんどございませんので、実際はこのような利用がないということも含めて、これらは据え置いたということで、これはあくまでも原価計算に基づいて2割程度値上げするべきだということでこうなったわけでございますので、これらにつきましては現状どおり据え置いたということでございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） それでは、同じく議案第37号 那須塩原市塩原もの語り館条例及び那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部改正について、何点かお聞きしたいと思います。

まず、1点目につきましては、今回の料金改正、これはなぜもの語り館と家族旅行村だけなのか。また、近隣には華の湯という施設がございますが、華の湯が改正されない理由はどのような理由なのでしょう。

2点目につきましては、家族旅行村は施行規則第4条(1)ウにより市民は免除されており、現行の別表第2が削除されても何ら関係なく、市民にとっては値上げとなります。景気が低迷しているこの時期にあえて値上げをする理由を、わかりやすくご説明をお願いしたい。

次に、3につきまして、昨年6月定例議会において、東泉富士夫議員の一般質問で、この家族旅行村の誘客対策に対して質問がございました。これに対しましてご答弁のほうで、今後、塩原温泉観光協会を初め、温泉地の観光団体と協議してまいりたいというふうな形でご答弁をされておりますが、どこの団体とどういう協議をしてこの改定に至ったのかを、まずお聞きしたいと思います。

次に、家族旅行村は改正後の別表3の展示即売

所、作業所はどのような施設で、だれが使用しているのですか。

また、レストラン、軽食堂及びもの語り館のレストランが光熱水費のほか売り上げの3%という根拠につきましては、他の条例、それから行政財産使用料条例との整合性はどうなっているのか。

それに、次に、本定例会の最終日が3月23日になっております。3月23日が最終日で、市民を初め利用者に周知はどのような形で4月1日までに周知されるお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど水戸議員のほうからも若干ありましたけれども、塩原もの語り館のレストランの使用料は、なぜ今回から取るような形になったのかをお聞きしたいと思います。

以上の点につきまして、ご説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） なぜこの時期にももの語り館と家族旅行村だけ上げるのかということですが、これにつきまして、いろいろ調べてみました結果、まず入り口で入材料をいただくという形になりますと、その場で、あつ料金がかかるんだということで引き返されるお客様もいるということを聞きまして、まずこれを何とか解消しなければならぬのではないかと。市民はただだからいいと、もともと市民というよりは、あそこに来るお客様を目的としてつくった施設と聞いておりますので、市民云々の前に、とにかくあそこにいるいろいろな多くのお客さんが入っていただくことが先決ではないかということをも踏まえまして、どうしてもこれは今回の中で改正していかないと、お客様の誘客が望めないのではないかと、まず改正したということと、もう一つは、もの語り館につきましては、今までレス

トラン部分については料金を取っていなかったということがございますので、これについては、やはり今回、ほかの施設は当分の間ということで今、状況を見守っているということでございますが、この2カ所については、とにかく今回改正しないとならないのではないかとということで、ほかの施設に倣いまして、実費プラス売り上げからの3%ということでしたいただいております。

それから、誘客について相談したのかということでございますが、当然、もの語り館等については、あそこに観光協会が入っておりますので、それらに相談した上で、この程度の値上げについてはいかがでしょうかというような意見も含めて、意見を伺っております。

周知につきましては、既に申し込んであるという方につきましてはまだ聞いておりませんので、周知については今言ったように、もう既に相談しておりますので、この条例案が通れば4月1日から料金をいただくというような形でやってございます。

それから、旅行村につきましては、今まで既に申し込みを受け付けている方、これについては従前の料金でという形で考えてございますので、対応できるものと考えてございます。

華の湯との関係につきましては、先ほど説明しましたように、この2つの施設についてはぜひとも今回の改正が必要だということでやったものでございまして、華の湯との関係とはそういうことでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ご答弁いただかなかった部分があるんですが、もう一度それをお聞きしたいと思います。家族旅行村の改正別表3、これに書いてあります展示即売所、作業所、これはどの

ような施設で、だれが使っているのかということと、レストラン、軽食堂及びもの語り館のレストランの3%の根拠ですね。光熱費の実費というのとはわかりましたけれども、そのほかに売り上げの3%という形で条例が制定されているかと思えますので、この辺につきまして、ほかの条例あるいは行政財産使用料条例との整合性はどうかを、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 展示即売所につきましては、木工関係のやつを展示しているところでございますので、そのような形で使われていると。

それから、売り上げの3%の根拠ということでございますが、これらにつきましては、具体的にと言われてもちょっと出せないんでございますが、他の施設に倣ってということで、それ以外の方法としては、行政財産の使用料条例というもので、評価額の100分の7というような形で取る方法もございすけれども、実際あそこの施設につきましては、時期によって売り上げが非常に変動するということで、今の冬期間なんかの場合にはほとんど売り上げがないというようなこともございまして、実態に合ったような形で、売り上げの中で取っていくということでございまして、レストラン、軽食堂につきましては、今まで入っていた方が撤退いたしまして、現在は使用している方がいないというような実態でございす。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 最後になります。今の部長のほうからですと、3%につきましては売り上げ等が余り少ないというような言い方をされていたかと思うんですが、実際今回、改正されています家族旅行村の中におきまして、展示即売所、作

業所、これらにつきましては、市のほうにございます那須塩原市行政財産使用料条例、これの3条2の(3)に基づく評価額の100分の7という形で計上がされております。こちらについてはこういう形でされておりますが、レストランについては3%、あるいは、最初に申し上げました近隣にあります華の湯のレストランにつきましても、やはり使用料条例に基づく評価額の100分の7という形で条例が制定されておりますが、少ないから3%ということですが、なぜ売り上げが少なければ3%なのか、同じ中にある施設でありながら片方については条例どおりの100分の7を取っておいて、レストランが3%というのが、ちょっともう少し具体的な説明をいただかないと理解ができないということです。

これで3回目ですので、これでわからないときには担当の委員会のほうにあとはお任せしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 特に、今回のレストランにつきましては、軽食堂関係については売り上げの3%ということですが、これらにつきましては、先ほどから申し上げますとおり、非常に季節的な変動が多い。特に夏休みであるとか、そのようなところに限られてくると。それともう一つは、軽食堂については入ってくれる希望者がなかなか見つからないというような実態がございまして、売り上げがないときも取られてしまうということになると、非常に実際に利用者の中から困っていると、使えないで、あそこの場合には非常に離れているというようなところでもございますので、キャンプ等で使われる方が不自由するというようなこともございまして、今回の改正で3%プラス実費という形で提案したわけがございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、議案第29号から議案第40号までの条例改廃12議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第41号及び議案第45号 の質疑

○議長（植木弘行君） 次に、日程第7、議案第41号及び議案第45号 その他の案件2議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、議案第41号及び議案第45号 その他の案件2議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分